

報告事項イ

件名	県議会令和2年12月定例会概要について
提出理由	県議会令和2年12月定例会が終了したので、その概要（教育委員会所管分）について別紙のとおり報告します。
概要	<p>1 会期 令和2年11月30日（月）～12月18日（金）（19日間）</p> <p>11月30日 開会、文教委員会 12月4日～12月10日 一般質問 12月14日 文教委員会 12月18日 委員長報告、質疑、討論、採決、閉会</p> <p>2 本会議の質問 質問者数 15人中 14人 （93.3%） 質問本数 187本中 26本 （13.9%）</p> <p>3 付託議案 4件</p>

（ 財 務 課 ）

県議会令和2年12月定例会

本会議における質疑質問者氏名・
質疑質問事項・質疑質問要旨・答弁要旨

1 一般質問

月日	質問議員	質問事項・答弁者(無記入は教育長)・答弁担当課	頁
12 月 4 日 (金)	荒木 裕介 (自民)	6 県立高等学校等の令和3年度入試における対応について (高校教育指導課)	5
		(総務部長：学事課*)	7
		7 衛生研究所跡地の早期有効活用に向けて！ (保健医療部長：保健医療政策課*)	8
	井上 航 (県民)	教 育 な し	
	水村 篤弘 (民主フォーラム)	6 学校における働き方改革の推進について (県立学校人事課、小中学校人事課)	10
8 子ども食堂への支援について (福祉部長：少子政策課*)		12	
12 月 7 日 (月)	松井 弘 (自民)	8 地域の祭りの活用について (2) 児童・生徒の祭り等への参加について (義務教育指導課)	14
		9 県立高校のトイレの洋式化について (財務課)	16
	橋詰 昌児 (公明)	4 県立高校の「電子図書館」の拡充について (高校教育指導課)	18
	村岡 正嗣 (共産党)	3 川口特別支援学校の過密解消と肢体不自由児の負担軽減を (特別支援教育課)	19
12 月 8 日 (火)	高木 功介 (自民)	2 教育環境のICT化促進について (高校教育指導課)	21
		3 私立学校におけるICT環境整備への支援について (総務部長：学事課*)	23
		4 若手IT技術者の養成について (産業労働部長：産業人材育成課*)	25
		(高校教育指導課)	27

月日	質問議員	質問事項・答弁者(無記入は教育長)・答弁担当課	頁
12月8日 (火)	松坂 喜浩 (県民)	1 期待される教育環境へ (高校教育指導課、生徒指導課)	28
		2 大河ドラマと地域振興について (知事: 観光課*)	33
		(文化資源課)	35
	辻 浩司 (民主フォーラム)	6 障害のある子どもとない子どもが共に学ぶ教育について (1) 通常の学級で学ぶ障害のある子どもの実態把握について (2) 県立高校の統廃合による障害のある生徒の進学先の影響について (義務教育指導課、魅力ある高校づくり課)	37
12月9日 (水)	藤井 健志 (自民)	2 さいたま市に対する知的障害特別支援学校の設置の働き掛けについて (知事: 特別支援教育課)	39
		6 不登校の児童・生徒の教育環境について (1) フリースクールへの助成について (知事: 生徒指導課、青少年課)	40
		(2) 不登校特例校の設置について (生徒指導課)	42
		8 いじめ問題について (生徒指導課)	43
	秋山 もえ (共産党)	3 一人ひとりが伸び伸びと個性を生かせる、人権と多様性を大切にする社会を (1) 教育の場こそ、人権まもり、多様性生かして ア 校則を考える一髪型で人のところが見えるのか? イ 臨時的任用教員への差別の是正を ウ 先生がいない! 教員未配置・未補充はあってはならない (生徒指導課、人権教育課、小中学校人事課、県立学校人事課、教職員採用課)	45

月日	質問議員	質問事項・答弁者(無記入は教育長)・答弁担当課	頁
12 月 9 日 (水)	松澤 正 (自民)	1 コロナ禍における授業時数の確保について (義務教育指導課)	50
		2 教職員の児童・生徒に対するわいせつ行為について (小中学校人事課、県立学校人事課、総務課)	52
		3 教員採用選考試験の倍率低下について (教職員採用課)	54
		4 高校生を対象とした自動二輪車等の交通安全教育について (保健体育課)	56
12 月 10 日 (木)	美田 宗亮 (自民)	1 優秀な人材の確保について (知事:人事課*)	58
		(人事委員会委員長:任用審査課*)	60
		(総務部長:人事課*)	61
		3 歯科保健医療の推進について (2) 埼玉県小児う蝕予防対策事業の普及・拡大について (保健医療部長:健康長寿課*)	64
		(3) 教職員を対象とする歯科健診の実施について (福利課)	65
	5 「埼玉発世界行き」奨学金について (県民生活部長:国際課*)	66	
横川 雅也 (自民)	1 ポストコロナの経済社会へ向けた行財政改革について (3) 事業効果を最大化させる新たな人事評価について (知事:人事課*)	68	
	2 DX推進と社会実装へ向けた県の体制整備について (2) デジタル化へ向けた専門人材の採用について (企画財政部長:情報システム課*)	69	
	5 国登録有形文化財「松高記念館」の保存、復元改修へ (財務課)	71	

月日	質問議員	質問事項・答弁者(無記入は教育長)・答弁担当課	頁
12 月 10 日 (木)	梅澤 佳一 (自民)	1 新型コロナウイルス感染症と戦う (3) オリンピック・パラリンピックに向けての意識の高揚 (知事:オリンピック・パラリンピック課*)	72
		3 小・中学校におけるICT教育について (義務教育指導課、高校教育指導課)	74

* 教育に関連のある答弁のため掲載

【答弁者】 教育長	【発言順位】 No.1	【質問年月日】 2年12月4日	【質問議員】 荒木 裕介 議員
【質問事項】 6 県立高等学校等の令和3年度入試における対応について			
【質問要旨】			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 学力検査と追検査の間を2週間空けることで、新型コロナウイルスの陽性者も試験を受けることができるようにするべき。 ・ 無症状の濃厚接触者の受検生への対応方針を示し、受検を可能にすべきと考えるがいかがか。 ・ 新型コロナやインフルエンザを疑う受験生への試験当日の対応について、いかがか。 ・ 高校入試の期間中に緊急事態宣言が発出された場合でも学力検査は実施するのか、また、その場合の受入れ体制はどのように考えているのか。 			

【答弁要旨】

御質問6「県立高等学校等の令和3年度入試における対応について」お答えを申し上げます。

まず、学力検査と追検査の間を2週間空けることで、新型コロナウイルスの陽性者も試験を受けることができるようにするべきについてでございます。

現在、県内において新型コロナウイルスへの感染者が増加しており、受検生は、自分自身が陽性者となった場合に、学力検査を受けられるかどうか大変心配していることと思います。

新型コロナウイルスに感染した場合、治療及び健康観察期間が10日程度必要なことから、従来の公立高校入試では、学力検査だけでなく、その5日後に行う追検査も受検できない可能性があります。

そこで、受検生にとって3年間の学習の集大成である高校入試を、新型コロナウイルスに感染した場合でも受検できるよう、従来の追検査に加え、学力検査から2週間程度の後に、特例の追検査を新たに実施する方向で検討を進めております。

次に、無症状の濃厚接触者の受検生への対応方針を示し、受検を可能にすべきと考えるがいかがかについてでございます。

大学入学共通テストでは、無症状の濃厚接触者は、一定の条件を満たせば別室による受験を認めており、国からの通知では、高校入試においても、同様の取扱いとすることが可能となっております。

このことを受け、県では従来から実施している追検査の際、無症状の濃厚接触者が他の受検生と接触しないよう、感染防止対策が十分講じられた検査会場を別途用意し、受検できるよう検討してまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症やインフルエンザへの感染の疑いがある受検生への検査当日の対応についてでございます。

これまでは、学力検査当日に、インフルエンザ等で体調不良となった受検生を対象に追検査を実施しておりました。

今年度はさらに、県が作成した健康観察のためのチェックリストを用いて、発熱や味覚障害等の項目に該当する受検生は、当日の学力検査ではなく、追検査の対象とすることを検討しております。

次に、高校入試の期間中に緊急事態宣言が発出された場合でも学力検査は実施するのか、また、その場合の受入れ体制はどのように考えているのかについてでございます。

先月末に行われた文部科学大臣の会見の中で、緊急事態宣言下であっても、大学入学共通テストは実施するとの御発言がありました。

現時点では、高校入試について文部科学省から特段の通知等は出ておりませんが、この発言を踏まえ、県では、公立高校入試についても、十分な感染防止対策を講じた上で、実施する方向で準備を進めております。

実施に当たっては、密を生じさせないよう受検生の動線を確保し、その誘導のための教員を適切に配置するなど、受入れ体制を整えてまいります。

今後、公立高校入試における感染者等への対応方針を、早急に決定するとともに、中学3年生や保護者の皆様に周知してまいります。

コロナ禍においても、志望校合格を目指して一生懸命頑張っている全ての受検生が、安心して高校入試に臨めるよう、しっかりと取り組んでまいります。

【答弁者】 総務部長	【発言順位】 No.1	【質問年月日】 2年12月4日	【質問議員】 荒木 裕介 議員
【質問事項】 6 県立高等学校等の令和3年度入試における対応について			
【質問要旨】 ・ コロナ禍においても可能な限り受験の機会を確保すべきと考える。埼玉の未来を担う子供たちが、その希望に沿ってチャレンジできるよう、県としてもサポートすべきと考えるが、総務部長の見解を伺う。			

【答弁要旨】

御質問6「県立高等学校等の令和3年度入試における対応について」のお尋ねのうち、私立高校の受験の機会を確保すべきについてでございます。

新型コロナウイルスの感染が拡大する中で不安を感じている受験生の気持ちを思えば、希望に向かってチャレンジできるよう、様々な受験機会が確保されることは私も重要と考えております。

県では、私立高等学校の入学試験の実施に際し、試験会場での感染対策のほか、追試等による受験機会の確保について十分な配慮を行うよう各学校に要請をしております。

もとより、私立高等学校は、多彩な人材を受け入れるために多様な選考方法を採用しており、入学試験についても、ほとんどの学校で複数回の受験機会を設けております。

令和3年度入試では、新型コロナウイルス対策として、多くの学校が様々な事情で当日受験できない生徒に対して、追加試験の日程を設ける予定と聞いております。

県といたしましては、生徒一人一人が安心して受験に臨めるよう、県教育委員会としっかりと連携するとともに、私立高等学校に対して適切な要請や情報提供を行ってまいります。

【答弁者】	【発言順位】	【質問年月日】	【質問議員】
保健医療部長	No.1	2年12月4日	荒木 裕介 議員
【質問事項】			
7 衛生研究所跡地の早期有効活用に向けて！			
【質問要旨】			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 北側用地について跡地活用に向けた今後の整備予定はどのようになっているか。 ・ さいたま市による利活用について、前回の質問以降どのような検討がなされてきたのか、また、それに伴う進捗があったのか伺う。 ・ さいたま市に対し、検討期間を例えば2年以内に区切るなど具体的に期間を設定することで、先延ばしすることなく改めて具体的な提案が示されることを期待するが、当該跡地の早期有効活用に向けた所見を伺う。 			

【答弁要旨】

次に御質問7「衛生研究所跡地の早期有効活用に向けて！」のお尋ねのうち、北側用地について跡地活用に向けた今後の整備予定はどのようになっているかについてでございます。

跡地の北側部分、学校に囲まれた1万1,459㎡につきましては、議員お話のようにかねて教育局から利活用の要望が出されており、庁内での検討を経て今年度、教育局に移管いたしました。

教育局では、この北側部分について、さいたま桜高等学園の実習農地と全天候型グラウンド及び同校と常盤高等学校共有のグラウンドとして整備する予定であり、現在、設計業務が実施されているところです。

次に、さいたま市による利活用について、前回の質問以降どのような検討がなされてきたのか、また、それに伴う進捗があったのか、でございます。

同市からは平成30年12月に、跡地の南側1万3,326㎡について、配水場及び街区公園の整備用地として利用したいとの申出を頂いておりました。

しかし、同市が実施した基礎調査の結果、主に費用の面から適地ではないと判断したとの連絡を、今年度になって頂いております。

一方、先の令和2年9月定例会市議会では、スポーツシューレ事業での活用が議論されたところと伺っており、こうした観点も含め、同市において利活用の検討が続いている状況です。

次に、当該跡地の早期有効活用に向けた所見についてでございます。

跡地のうち南側部分については、市内での利活用の希望がなく、県では議員お話のように、地元のさいたま市において、地域の皆様の意向を踏まえ利活用を図っていただくことを優先して考えております。

未利用の状態が長く続くことは、県有資産の有効活用の観点からも、決して望ましいことではありません。

一方で、お話にもありましたが、地域における合意形成には一定の時間を要します。同市には真摯に利活用の検討をしていただいているところであり、短い期間で判断を迫ることには難しい面もございます。

衛生研究所跡地の早期の有効活用に向けて、議員お話の趣旨も踏まえつつ、さいたま市に対し引き続き積極的な検討を働き掛けてまいります。

【答弁者】 教育長	【発言順位】 No.3	【質問年月日】 2年12月4日	【質問議員】 水村 篤弘 議員
【質問事項】 6 学校における働き方改革の推進について			
【質問要旨】			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 上限規制を超えた教職員が多数存在している状況が、放置されていることについて、どのように捉えているのか。 ・ 県教育委員会が、率先して学校の業務を減らす等、積極的に取り組むべきと考えるが、具体的な措置として、どのように業務削減策を実施するのか。 ・ 条例の実効性を担保するために、県立学校の校長や市町村教育委員会にどのように働き掛けていくのか。 			

【答弁要旨】

御質問6「学校における働き方改革の推進について」お答えを申し上げます。

まず、上限規制を超えた教職員が多数存在している現状が、放置されていることについて、どのように捉えているのかについてでございます。

私はこれまでも、学校における働き方改革について、教育の世界だけが取り残されていくのではないかという危惧を抱いており、教職員の働き方改革や業務量の削減などに取り組んでまいりました。

しかしながら、議員御指摘のとおり「学校における働き方改革」については、いまだ十分とは言えず、より一層取組を強化していかなければならないと考えております。

次に、具体的な措置として、どのように業務削減策を実施するのかについてでございます。

県では、令和元年9月に策定した「学校における働き方改革基本方針」に基づき、子供と向き合う時間を確保するための取組を進めてまいりました。

例えば、資料作成などの業務を補助するスクール・サポート・スタッフを配置し、教員が本来担うべき業務に専念できる環境作りに努めております。

また、研修については、Webによる研修の導入や、内容の重点化を図るなど、効果的・効率的なものとなるよう工夫しております。

今後、効率的な授業準備や、効果的な部活動の実施などの好事例の導入を各学校に働き掛けるなど、業務削減に取り組んでまいります。

さらに、有識者や保護者の代表などで構成される「多忙化解消・負担軽減検討委員会」での意見を踏まえ、県が行う会議等の縮減を進めるなど、スクラップできる業務についても速やかに検討し、実施してまいります。

次に、条例の実効性を担保するために、県立学校の校長や市町村教育委員会にどのように働き掛けていくのかについてでございます。

県立学校では、「学校における働き方改革基本方針」を校長が職員会議等で教職員に説明し、各学校において働き方改革を進めるよう指示いたしました。

また、校長を対象とした『働き方改革』推進研修会」を実施し、具体的な業務改善の事例を学ばせ、実行するよう指導しております。

市町村に対しましても、県と同様の基本方針を作成するとともに、負担軽減検討委員会を設置し、実効性ある取組が行われるよう、教育長が集まる会議などで直接働き掛けております。

さらに、学校における働き方改革を推進するための指導者育成研修会を開催し、各学校で実践された事例について話し合い、新たな改善策の検討を進めております。

今後、これらの取組をより強化し、教職員の時間外在校等時間の縮減に取り組み、学校教育の質の維持向上が図られるよう、学校における働き方改革を一層推進してまいります。

【答弁者】	【発言順位】	【質問年月日】	【質問議員】
福祉部長	No.3	2年12月4日	水村 篤弘 議員
【質問事項】			
8 子ども食堂への支援について			
【質問要旨】			
<ul style="list-style-type: none"> ・ コロナ禍においても子ども食堂が継続して活動していくため、県としてどのように取り組んでいくのか。 ・ 800か所を目安に子供の居場所づくりに取り組むという県の方針達成に向けて、今後どのように取り組んでいくのか。 ・ 子ども食堂を必要としている世帯に対し、県や市町村、学校などからきちんと情報を届けることができているのか。 			

【答弁要旨】

御質問8「子ども食堂への支援について」お答えを申し上げます。

まず、「コロナ禍においても子ども食堂が継続して活動していくため、県としてどのように取り組んでいくのか」についてでございます。

コロナ禍において子ども食堂が活動を継続していくためには、例えばお弁当を配布したり、直接食材を配布するフードパントリー活動を行っていただくことが重要です。

そこで、県では、安定的かつ継続的に食材が確保できるよう企業等とのマッチング支援を行っています。

また、寄附された食材を保管する冷凍庫が不足しているとの声が寄せられたため、県が働き掛け、県社会福祉協議会が基金を活用し、埼玉県子ども食堂ネットワークの中間拠点11か所の全てに大型冷凍庫を寄贈しました。

さらに、今後、感染症防止のためのオンライン講習会を子ども食堂の運営者向けに開催することも予定しています。

コロナ禍においても子ども食堂が安心して活動を継続できるよう、現場のニーズを踏まえた取組を進めてまいります。

次に、「800か所を目安に子供の居場所づくりに取り組むという県の方針達成に向けて、今後どのように取り組んでいくのか」についてでございます。

県では、「こどもの居場所づくりアドバイザー」の派遣制度を実施しております。

子ども食堂を実際に運営している方や食品衛生の専門家を県がアドバイザーに任命して、子供の居場所づくりを始めようとする方たちのもとへ派遣し、今後もきめ細かな立ち上げ支援を行ってまいります。

また、新たに居場所を立ち上げるには一定の経費が掛かることから、県社会福祉協議会が設置した「こども食堂応援基金」や「浦和競馬こども基金」を活用し、助成事業の充実を図ってまいります。

これらの事業を通じて、子供の居場所が800か所となるよう全力で取り組んでまいります。

次に、「子ども食堂を必要としている世帯に対し、県や市町村、学校などからきちんと情報を届けることができているか」についてでございます。

支援を必要とする世帯に対して確実に情報を伝えるためには、市町村の理解と協力が不可欠です。

県では、内閣府と共催で市町村向けの研修会を開催し、子供の居場所づくりの重要性を伝えるとともに、県内4か所での子ども食堂フォーラムや子ども食堂が少ない市町村でのセミナー開催など機運醸成に努めています。

さらに、市町村の児童福祉担当課職員を集めた少子化対策協議会で児童扶養手当の受給世帯への周知や、市町村教育長会議で学校でのチラシの配布等について協力を依頼しています。

今後も市町村と連携し、支援を必要とする子供たちが取り残されることのないよう、しっかり取り組んでまいります。

【答弁者】 教育長	【発言順位】 No.1	【質問年月日】 2年12月7日	【質問議員】 松井 弘 議員
【質問事項】 8 地域の祭りの活用について (2) 児童・生徒の祭り等への参加について			
【質問要旨】 ・ 小・中学校の授業の中で地域の伝統文化を取り扱った授業はどの程度実施されているのか。また、具体的な事例はどのようなものがあるのか伺う。 ・ 地域の人的・物的資源を活用した「社会に開かれた教育課程」の実現が求められる中で、祭りなど地域の伝統文化へ学校として参加することを促進すべきであることについて教育長の所見を伺う。			

【答弁要旨】

御質問8「地域の祭りの活用について」の(2)「児童・生徒の祭り等への参加について」お答えを申し上げます。

まず、小・中学校の授業の中で地域の伝統文化を取り扱った授業はどの程度実施されているのか、また、具体的な事例はどのようなものがあるのかについてでございます。

令和元年度に実施した学校の教育活動に関する調査によりますと、小学校では76パーセント、中学校では45パーセントの学校で地域の伝統文化に関する授業が行われており、その比率は増加傾向にあります。

地域の歴史を学んだり、祭りで行われる神楽やおはや子、和太鼓などに取り組み、その成果を地域の祭りなどで披露する取組が、社会科や音楽科、総合的な学習の時間などで行われております。

具体的な事例としては、例えば小鹿野町では、地域の伝統芸能である小鹿野歌舞伎に児童生徒と地域の方々が一体となって取り組み、一つの舞台を作り上げております。

この活動を通して、児童生徒が地域の伝統文化についての理解を深め、郷土への誇りを持つことにつながっていると伺っています。

次に、祭りなど地域の伝統文化へ学校として参加することを促進すべきについてでございます。

県内の小・中学校においては、地域の方々と連携し、社会とのつながりのある授業を通して、特色ある教育活動を推進しております。

児童生徒が様々な教科で学んだことを生かしながら、自ら課題を解決していく力を育むためには、地域の祭りに参加する活動などが、大変重要であると考えます。

また、これらの取組は、児童生徒にとって地域の方々との交流の機会となるだけでなく、地域への愛着を育む意義のあるものと考えております。

そのため県では、今後も、市町村教育委員会の担当課長を対象とした会議などで、地域と学校が連携した優良事例を紹介するなど、児童生徒の地域の祭りなどへの参加が、より一層促進されるよう市町村に対し働き掛けてまいります。

【答弁者】 教育長	【発言順位】 No.1	【質問年月日】 2年12月7日	【質問議員】 松井 弘 議員
【質問事項】 9 県立高校のトイレの洋式化について			
【質問要旨】 ・ 市内の近いエリアでトイレ改修がなされている高校と手付かずの高校があるといった同様の地域があるか。 ・ 県立高校のトイレの洋式化の進捗状況と、完了するまでの見通しについて伺う。			

【答弁要旨】

次に、御質問9「県立高校のトイレの洋式化について」お答えを申し上げます。

まず、市内の近いエリアでトイレ改修がなされている高校と手付かずの高校があるといった同様の地域があるかについてでございます。

県立高校同士が近いエリア、例えば1キロメートル以内に高校が複数ある地域は13か所あり、そのうち朝霞市と同様に改修済みと未改修の学校が混在する地域は7か所ございます。

次に、トイレの洋式化の進捗状況と、完了するまでの見通しについてでございます。

現在の進捗状況につきましては、令和2年度末時点において、普通教室棟165棟のうち、約68パーセントに当たる112棟の改修が完了する見込みとなっております。

トイレの洋式化については、学校はもとより保護者からも強い要望を頂いており、議員御指摘のとおり、生徒が志望校を選択する際に重要な要素の一つになっていると考えております。

このため、これまではトイレの洋式化は大規模改修に併せて実施してまいりましたが、これに加えて平成30年度からは、トイレ単独の改修も行い、加速化させております。

この取組により、令和6年度末までに県立高校の全ての普通教室棟の改修が完了するよう、計画的にトイレの洋式化を進めております。

また、工事は授業に影響の少ない夏休みに集中的に実施していることから、受注業者の確保が難しいといった課題もございますが、授業にも配慮しながら工事期間を拡

大し、受注しやすい環境整備にも努めております。

今後、更に様々な工夫を行い、可能な限り早期にトイレの洋式化が完了するようしっかりと取り組んでまいります。

【答弁者】 教育長	【発言順位】 No.2	【質問年月日】 2年12月7日	【質問議員】 橋詰 昌児 議員
【質問事項】 4 県立高校の「電子図書館」の拡充について			
【質問要旨】 ・ 決して紙の蔵書を否定するものではないが、「電子図書館」の導入を、他の県立高校へも拡充すべきと考えるが、教育長の見解を伺う。			

【答弁要旨】

御質問4「県立高校の『電子図書館』の拡充について」お答えを申し上げます。

電子図書館は、専門業者と契約し、電子書籍を利用者に一定期間貸し出すもので、図書館へ行かなくても書籍を借りることができ、また、時間を気にせず利用が可能であることなどのメリットがございます。

加えて、電子書籍を活用することで、普段本に興味を持っていない生徒が、本に触れるきっかけとなることも期待できます。

その一方で、システムの利用には毎年一定程度の経費が必要となり、また、場合によっては電子書籍が紙の書籍よりも値段が高くなることや、契約期間終了後は書籍を読むことができないなどの課題もございます。

議員御提案の電子図書館を他の県立高校へ拡充することにつきましては、電子書籍のメリットや課題、スケールメリットが働くかどうかなどを研究し、導入の可能性について検討してまいります。

今後とも、生徒が読書を通じて幅広い知識や教養を身に付け、豊かな感性や情緒を養うことができるよう、学校図書館の充実に取り組んでまいります。

【答弁者】 教育長	【発言順位】 No.3	【質問年月日】 2年12月7日	【質問議員】 村岡 正嗣 議員
【質問事項】 3 川口特別支援学校の過密解消と肢体不自由児の負担軽減を			
【質問要旨】			
<ul style="list-style-type: none"> ・ これまでの計画で187の教室不足は解消されるのか、今後見込まれる更なる増加に対応できるのか、整備計画の見直しが必要ではないか。 ・ 特別支援学校設置基準の策定に当たり、教室不足の解消と特別支援教育の充実につながるよう強く国へ要望すべき。 ・ 戸田かけはし高等特別支援学校への転学に際し、保護者の不安に丁寧に説明すべき。 ・ 川口特別支援学校の過密はどの程度解消されるのか。 ・ 川口での肢体不自由児のための特別支援学校設置への検討状況は。 			

【答弁要旨】

御質問3「川口特別支援学校の過密解消と肢体不自由児の負担軽減を」について、お答えを申し上げます。

まず、これまでの計画で187の教室不足は解消されるのか、今後見込まれる更なる増加に対応できるのか、整備計画の見直しが必要ではないかについてでございます。

県では、平成31年3月に策定した「埼玉県特別支援教育環境整備計画」に基づき、過密の著しい地域に、新設校や高校内分校の設置、校舎の増築を重点的に進めているところです。

しかしながら、児童生徒数は当面増加することが見込まれることから、私自身も過密状況の解消には更なる取組が必要と認識しております。

今後とも、将来の児童生徒数の推移を見極めながら、特別支援学校の過密解消に向けて取り組んでまいります。

次に、特別支援学校設置基準の策定に当たり、教室不足の解消と特別支援教育の充実につながるよう強く国へ要望すべきについてでございます。

現在、国において、特別支援学校設置基準の策定について検討されていることは承知しております。

特別支援学校の教育環境の充実につながるよう、引き続き様々な機会を捉えて国に強く要望してまいります。

次に、戸田かけはし高等特別支援学校への転学に際し、保護者の不安に丁寧に説明すべきについてでございます。

平成30年11月に、転学対象の児童生徒の保護者向けに説明会を行い、その際、一部の保護者の方から心配や不安の声を頂きました。

その後、延べ3回の個別相談会を実施し、保護者の方々の心配や不安を解消できるよう丁寧に対応してまいりました。

さらに、今年度も保護者向けの説明会を4回実施しております。

引き続き、保護者の方々が安心して児童生徒を新校に送り出せるよう丁寧な対応を行ってまいります。

次に、川口特別支援学校の過密はどの程度解消されるのかについてでございます。

川口特別支援学校は、このたびの通学区域の再編により、小学部と中学部のみの学校となり、高等部の生徒100名程度が転学いたします。

一方、川口特別支援学校への新たな入学生や、草加かがやき特別支援学校など近隣の特別支援学校からの転入生が増えるため、今年度と比べ50名程度過密が解消するものと見込んでおります。

次に、川口での肢体不自由児のための特別支援学校設置への検討状況についてでございます。

川口市への肢体不自由特別支援学校の設置につきましては、川口市教育委員会との情報交換を今年度も継続的に行ってまいりました。

しかしながら、現時点では適切な施設や敷地の確保が困難であることなどから、難しい状況でございます。

そこで県では、児童生徒の通学における負担軽減が図られるよう、スクールバスの運行や通学区域の見直しなど、様々な観点から検討を進めております。

引き続き、川口市教育委員会と情報交換を行いながら、肢体不自由特別支援学校の設置の可能性も含め、教育環境の向上にしっかりと取り組んでまいります。

【答弁者】 教育長	【発言順位】 No.1	【質問年月日】 2年12月8日	【質問議員】 高木 功介 議員
【質問事項】 2 教育環境のICT化促進について			
【質問要旨】 ・ 補習用として動画をオリジナルで作成すること、その動画を他の県立高校の全生徒もアクセスし視聴できる環境を整え、活用すべき。 ・ 世界に目を向け、広い目でオンラインを活用した留学体験を行ってほしいと考えるが教育長の所見を伺う。			

【答弁要旨】

御質問2「教育環境のICT化促進について」お答えを申し上げます。

まず、補習用として動画をオリジナルで作成すること、その動画を他の県立高校の全生徒もアクセスし視聴できる環境を整え、活用すべきについてでございます。

新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休業期間中、県立学校では生徒の学習保障の観点から数多くの学習動画や課題の配信を行いました。

学校再開後も、教科書の内容に基づいた動画を配信して、予習や復習に活用する学校があるなど、ICTを活用した学びが継続されています。

これまで県立高校で作成した動画の中には、議員御指摘のような広く高校生の学習に活用できる動画もございます。

そこで、これらの動画を有効に活用するためにも、各高校で作成した学習動画の中から、著作権に抵触しないよう十分配慮した上で、多くの高校生が活用できる動画を収集し、配信する手法等について検討してまいります。

次に、世界に目を向け、広い目でオンラインを活用した留学体験を行うことについてでございます。

現在、県立高校に高速大容量通信回線の整備を進めており、この回線を活用することで、緊急時のみならず平常時においても、同時双方向のオンライン学習が可能となります。

また、この環境を活用することで、海外での現地交流に加え、海外の高校や大学とオンラインでつなぎ、より多くの県立高校生が、現地の学生と意見交換や交流をすることができます。

来年の1月には、県の高校生海外派遣事業である「グローバルリーダー育成プロジェクト」において、オンライン上で高校生とハーバード大学の学生が「コロナ禍における社会の在り方」について意見交換する交流会を計画しております。

今後は、議員御提案のように、県立高校の生徒と海外姉妹校などの生徒とのオンラインによる交流を積極的に行ってまいります。

県といたしましては、今年度整備しているICT環境を効果的に活用することで、生徒の目を世界に向けさせ、グローバル社会で活躍できる人材の育成にしっかりと取り組んでまいります。

【答弁者】 総務部長	【発言順位】 No.1	【質問年月日】 2年12月8日	【質問議員】 高木 功介 議員
【質問事項】 3 私立学校におけるICT環境整備への支援について			
【質問要旨】 ・ 学校教育のICT化を実現させるには、「新たな需要」に対応する必要がある、 県として新たな措置を講じていただきたいが、総務部長の見解を伺う。			

【答弁要旨】

御質問3「私立学校におけるICT環境整備への支援について」お答えを申し上げます。

学校教育のICT化は、教育の質の向上につながるとともに、コロナ禍における「学びの保障」の手段として重要な役割を果たしています。

そのため私立学校においては、それぞれ工夫を凝らし、ICT環境の整備や教員のICTスキルの向上に努めております。

ICT環境の整備にはハード、ソフトの両面からの取組が重要です。

まず、ハード面への支援については、御質問にもございました補助率2分の1の国の補助事業がございます。

しかし、この事業は予算に限りがあるため、全国の補助申請の状況によって補助額が減額される仕組みとなっております。

そこで、昨年度から、国の補助額の不足分を県として補助し、各学校の計画的なICT環境の整備を支援しております。

一方、ソフト面への支援については、国からの直接的な補助がほとんどない状況になっております。

このため、県では従来から、私立学校運営費補助の支給に当たって、通信費などのランニングコストのおおむね3分の1を補助しております。

さらに、教員をサポートするICT支援員の雇用など、「新たな需要」に対しても、今年度から運営費の補助を加算しております。

私立学校の教育環境の整備は、それぞれの教育理念に基づき、各学校が行うことが基本でございます。

県といたしましては、ハード、ソフトの両面から引き続き各私立学校が進めるICT環境の整備への補助を行っていくとともに、学校教育のICT化を実現するための支援策を検討してまいります。

【答弁者】	【発言順位】	【質問年月日】	【質問議員】
産業労働部長	No.1	2年12月8日	高木 功介 議員
【質問事項】			
4 若手 I T 技術者の養成について			
【質問要旨】			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 若手 I T 技術者の養成のための「たまり場」の拡大について見解を伺う。 ・ 県がソフトウェアコンテストやロボットコンテストなどのアウトプットの場を提供することについて見解を伺う。 			

【答弁要旨】

御質問4「若手 I T 技術者の養成について」のうち、「若手 I T 技術者の養成のための『たまり場』の拡大」についてお答えを申し上げます。

社会全体の D X の加速化によりデジタル利活用人材のニーズの高まりが見込まれます。特に、未来を担う若者の I C T スキルを高めることは大変重要と考えております。

議員の御提案を踏まえ、本年7月から川口高等技術専門校におきまして、実験的に、若手 I T 技術者の養成のための「たまり場」を設置しております。

また、産業技術総合センターでも、研修で受け入れている大学生を対象に同様の環境を提供しております。

川口高等技術専門校では、新型コロナウイルス感染症に配慮する観点から、利用者を在校生のみとし、利用時間を訓練後の1時間程度とするなど、限定的な運用を行っております。

私も一度、現場を拝見いたしました。

利用者からは普段は学ぶことのない専門外の技術に触れ、視野が広がったなどの意見のほか、最新のボードコンピュータをそろえてほしいなどの要望も頂いております。

こうした利用者の生の声やセキュリティの確保の点なども踏まえ、より一層魅力の高い、たまり場となるよう検討してまいります。

あわせて、新型コロナウイルスの感染状況が終息し、施設を外部に開放することが可能となった際には、たまり場の利用範囲を在校生以外の若者などに拡大し、多くの優秀な人材が集うよう方策を研究してまいります。

次に、「若手 I T 技術者のアウトプットの場の提供について」でございます。

若手 I T 技術者の創造意欲を育むためには、技術をアピールする場を設定し、内容や技術水準を客観的に評価し、たたえることでモチベーションを上げていくことが重要と考えております。

ソフトウェアやロボットコンテストにつきましては、現在、民間主催のものなどが多数開催されております。

そうした各種コンテストを参考にしながら、新型コロナウイルスの感染状況が終息した段階で、アウトプットの場の在り方について検討できるよう準備を進めてまいります。

【答弁者】 教育長	【発言順位】 No.1	【質問年月日】 2年12月8日	【質問議員】 高木 功介 議員
【質問事項】 4 若手 I T 技術者の養成について			
【質問要旨】 ・ 教育現場において、学校の P C ルームを生徒に放課後に開放し、ラズベリーパイなどの教育用キットを用いて自由に研究できる「たまり場」の開設ができないか、教育長の見解を伺う。			

【答弁要旨】

次に、御質問4「若手 I T 技術者の養成について」お答えを申し上げます。

ロボットを制御するためのプログラミングを学ぶなど、社会の変革に対応したり、イノベーションを起こしたりするような人材を育成することは、これからの社会に必要不可欠と考えます。

現在、工業高校では課題研究の授業や部活動などで、生徒がラズベリーパイなどの教育用キットを用いたプログラミングなどを学んでおります。

また、令和4年度からは、全ての高校においてプログラミング教育の実施が必須となり、A I ・ I o T 社会の中で、I C T を効果的に活用し、生徒自ら課題を解決する力を身に付けさせることが必要となります。

議員御提案の、若手 I T 技術者を養成していくための「たまり場」を高校に開設することにつきましては、教師に依存せず生徒自らが自由闊達^{かつ}に議論し、切磋琢磨^{さたく}していくという観点から、有効な取組であると考えます。

そこで今後、県立川口高等技術専門校での取組などを参考にし、学校施設の安全確保などの課題を整理した上で、どのような形で「たまり場」を設けることができるか検討してまいります。

【答弁者】 教育長	【発言順位】 No.2	【質問年月日】 2年12月8日	【質問議員】 松坂 喜浩 議員
【質問事項】 1 期待される教育環境へ			
【質問要旨】			
<ul style="list-style-type: none"> ・ パレット校の目的と吹上秋桜高校の現状について、また、自殺者が増えつつあることから正確な情報を把握しているか伺う。 ・ スクールソーシャルワーカーは、退学者が多い学校には大変重要な役割であり、常勤化が必要であると考え、見解を伺う。 ・ 生徒からの悩み解決に時間が掛かってしまう体制を改善するために、教育相談員の職務を含めたスクールソーシャルワーカーの配置がワンストップで対応できるので望ましいと考えるが、見解を伺う。 ・ スクールソーシャルワーカーと教育相談員の勤務条件の格差を改善する必要があると考えるが、見解を伺う。 ・ 高校進学に向けて生徒の特性や問題点の実態を把握し、入学時から生活指導できる調査票を教育局として作成し、中学から高校に対して、しっかりと申し送りすべきであり、今年度から実施していただきたいと考えるが、見解を伺う。 ・ 卒業生の就職を支援するための体制を整えることも重要と考えるが、いかがか。 ・ 「あらゆる手段を使って子供たち一人ひとりの実態把握に努めてまいりたい」と過去に答弁しているが、具体的な方法について伺う。 			

【答弁要旨】

御質問1「期待される教育環境へ」について、お答えを申し上げます。

まず、パレット校の目的と吹上秋桜高校の現状について、また、自殺者が増えつつあることから正確な情報を把握しているのかについてでございます。

多部制定時制高校いわゆるパレット校は、中途退学者や不登校経験者など多様な生徒がいつでも学べる機会を提供するとともに、充実感や達成感を通して、自信と自覚を持った生徒を育てることなどを目的として設置しております。

吹上秋桜高校の現状につきましては、学校を訪問し、管理職や教員などから、現状や課題について聞き取りを行っている職員から適宜報告を受けるとともに、先日は校長から直接状況について聞き取りを行いました。

また、自殺者の正確な情報と原因の把握につきましては、事例が発生するたびに速やかに詳細な報告を求めるとともに、その事実に向き合い、「なぜ自殺に至ったのか」また、「学校として何かできなかったのか」など、背景調査を行い、原因の把握に努めております。

次に、スクールソーシャルワーカーの常勤化についてでございます。

令和2年6月定例会の柿沼貴志議員の一般質問でお答えしたとおり、スクールソーシャルワーカーなどの専門職の役割は、教職員の担うべき業務を専門的知識からサポートするものです。

継続的に生徒を支援するためには、スクールソーシャルワーカーを始めとした専門職員などと教職員がより一層連携を強化し、学校全体で支援を行っていくことが重要です。

スクールソーシャルワーカーの常勤化につきましては、現在、国において、配置の在り方等について調査研究が行われておりますので、その結果を踏まえ適切に検討してまいります。

次に、スクールソーシャルワーカーによるワンストップでの対応についてでございます。

様々な悩みを抱える生徒に対する支援は、まずは、身近な存在である教員が生徒の状況をきめ細やかに把握し、必要に応じて、スクールソーシャルワーカーなど専門職員などと連携し対応していく必要があると考えております。

そのため、友人関係や家族関係などの生徒のささいな悩みや不安を気軽に相談できるよう、相談業務の経験が豊富な教育相談員を配置しています。

また、家庭環境などに課題を抱え、医療や福祉などにつなげる必要がある場合には、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを活用しております。

いずれも重要な役割を担っていただいております、必要な職であると考えております。

生徒の悩みの解消に時間が掛かるという御指摘につきましては、これまで以上に教員と外部人材が連携を密にし、迅速な対応が図れるよう学校を支援してまいります。

次に、スクールソーシャルワーカーの勤務条件の改善についてでございます。

勤務条件については、学校における役割に応じ、資格要件や配置日数、勤務時間を定め、給与は月額又は日額として設定しております。

報酬額の違いにつきましては、月当たりの配置日数によるものでございまして、時給単価に換算いたしますと、スクールソーシャルワーカーは、教育相談員よりも高く設定しているところでございます。

次に、入学時から生活指導できる調査票を教育局として作成し、中学から高校に対して、しっかりと申し送りすべきであり、今年度から実施することについてでございます。

高校に入学する生徒の特性や課題の実態を把握し、中学校から高校へ支援をつないでいくことは大変重要であります。

そこで学校では、特別な支援を必要とする生徒が円滑に学校生活を送ることができるよう、県が作成した個別指導用のシートなどを活用し、一人一人のニーズに応じたきめ細かい支援に取り組んでおります。

また県では、中学校の管理職や教職員を対象とした会議や研修において指導計画などを本人や保護者の意向に配慮した上で、高校へ引き継ぐよう周知しております。

高校に対しても、校長会や教務主任が集まる会議などにおいて、生徒の情報を中学校から適切に引き継ぎ、生徒の実態を把握した上できめ細かい生活指導を行うよう、改めて指示してまいります。

次に、卒業生の就職を支援するための体制を整えることも重要と考えるがいかがか、についてでございます。

特別な支援が必要な生徒を就職につなげていくことは重要であると考えております。

そこで高校では、就職が決まらないまま卒業する生徒に対して、ハローワークの就職支援担当者と教員が連携して、一人一人の実情に応じた個別の就職支援を行っております。

今後、進路担当者や就職支援教員を対象とした研修会などで、こうした個別の就職支援をより丁寧に行うよう、各学校に指示してまいります。

次に、あらゆる手段を使って子供たち一人一人の実態把握に努めるとのことだが、具体的にどのような方法かについてでございます。

高校では、入学する生徒について、中学校から提供される情報のほか、直接中学校へ聞き取りに行くなどして、学習面、行動面、健康面の課題や、家庭環境など生活指導を行う上で必要な情報を収集し、実態の把握に努めております。

また、入学後においても、生徒や保護者との面談や、関係機関との連携を通して情報を収集し、高校生活における指導に活用しております。

今後も、中学校と高校における、相互の連携体制の更なる強化に努め、全ての生徒が充実した学校生活を送ることができるようしっかりと取り組んでまいります。

【再質問事項】

1 期待される教育環境へ

【再質問要旨】

- ・ スクールソーシャルワーカーを常勤化し、拠点校として県内全ての学校を支援することはできないか伺う。
- ・ スクールソーシャルワーカーの勤務条件を改善できないか伺う。

【再答弁要旨】

松坂喜浩議員の御質問1「期待される教育環境へ」についての再質問にお答え申し上げます。

はじめにスクールソーシャルワーカーの常勤化についてでございます。

拠点校などとして県内全域をカバーできるような仕組みが整えられないかという御趣旨だったかと存じます。

現在、スクールソーシャルワーカーにつきましては、県内に4か所教育事務所に1名ずつ配置し、全ての県立学校が利用できる状況を作っております。

さらに、私が校長を務めさせていただきました吹上秋桜高校をはじめ、多部制の定時制高校などには、8校にスクールソーシャルワーカーを配置して、全ての定時制高校が利用できる状況になっております。

既に全ての学校で活用できるように配置をしておりますことから、さらに、答弁の中でも申し上げましたけれども、多部制定時制高校の生徒をはじめ県立高校の生徒の中には様々な課題を持って一生懸命頑張っている生徒がたくさんおります。

中途退学を経験した者、不登校を経験した者、家庭の環境が非常に厳しい者、あるいは特別な支援が必要な子供たち、いろいろな生徒がおります。

学校にはそれぞれの課題に対して、専門的立場から御支援をいただくスタッフがどうしても必要だと思っておりますので、スクールソーシャルワーカーは非常に大事な職だと思っておりますが、それらの皆様にバランスよく応援していただくことが私としては大切だと思っているところでございます。

二つ目の勤務条件についてでございます。

答弁でも申し上げましたとおり、資格要件あるいは必要とされる日数などを定めまして、それぞれ日額、あるいは月額でお支払いをさせていただいております。

スクールソーシャルワーカーの常勤化と関連いたしますけれども、いろいろなスタッフの方にバランスよく応援をしていただくため、現在、吹上秋桜高校には、週2日の勤務をお願いしているところでございますので、御理解をいただきたいと存じます。

【答弁者】 知事	【発言順位】 No.2	【質問年月日】 2年12月8日	【質問議員】 松坂 喜浩 議員
【質問事項】 2 大河ドラマと地域振興について			
【質問要旨】 ・ 「青天を衝け」、「鎌倉殿の13人」を一つに結び付けてPRすることにより新たな観光資源となると考えるが、見解を伺う。			

【答弁要旨】

松坂喜浩議員の御質問のうち、「大河ドラマと地域振興について」の「青天を衝け」、「鎌倉殿の13人」を一つに結び付けてPRすることについてお答えを申し上げます。

渋沢栄一翁が主人公の大河ドラマ「青天を衝け」は来年2月14日に放映がスタートする予定であり、地元深谷市では「大河ドラマ館」を開設運営し、地元や県内で誘客に向けた情報を発信することとしています。

県では、深谷市が設置した推進協議会に参画し地元の取組を支援するとともに、渋沢翁をPRする動画の制作放映などを通じて県外からの誘客を図る取組を行っています。

また、NHKに対しドラマ制作の参考となるよう、地元で親しまれているゆかりのスポットを紹介するほか、渋沢翁の故郷を訪ねるツアーを企画・実施しております。

令和4年には、比企能員や畠山重忠も登場する大河ドラマ「鎌倉殿の13人」の放映が決定しており、好機が続きます。

坂東札所である東松山市の岩殿観音正法寺、嵐山町の菅谷館跡や深谷市の史跡公園など、県内には登場人物と関わりが深いスポットがいくつもあります。

引き続きNHKと連絡を密にし、二つの大河ドラマの放映と連動した企画の検討や、ゆかりの地を巡るツアーなどを通して広域周遊につなげたいと思います。

あわせて、地元市町に対して大河ドラマの放映に関連した取組やイベントの積極的な開催を働き掛けるとともに、県公式の観光サイト「ちょこたび埼玉」やSNS、観光情報誌などを活用し気運醸成を図ります。

今後、2年連続が二度とないとは思いますが、本県ゆかりの人物が2年連続で取り上げられる大きなチャンスを生かし、地元市町の盛り上がりとも連携しながら、歴史的な人物を切り口とした観光振興に積極的に取り組んでまいります。

【答弁者】	【発言順位】	【質問年月日】	【質問議員】
教育長	No.2	2年12月8日	松坂 喜浩 議員

【質問事項】

2 大河ドラマと地域振興について

【質問要旨】

- ・ 嵐山町にある県立嵐山史跡の博物館で坂東武者に関する特別展を開催できないか。
- ・ 比企一族に関する展示コーナーを設置できないか、併せて教育長に伺う。

【答弁要旨】

次に、御質問2「大河ドラマと地域振興について」お答えを申し上げます。

まず、嵐山史跡の博物館における坂東武者に関する特別展の開催についてでございます。

令和4年に放送されるNHK大河ドラマ「鎌倉殿の13人」では、畠山重忠や比企一族の比企能員など埼玉ゆかりの武士が重要な役柄で登場すると伺っております。

議員お話しの嵐山史跡の博物館は、畠山重忠の館跡と伝わる場所にあり、「中世の城と武士の博物館」をキャッチフレーズに、地域の歴史や文化財について展示し、紹介してまいりました。

大河ドラマによって、これらの武士や関連する文化財などが、今まで以上に注目されることを見込まれます。

埼玉の歴史や文化財などの魅力を県内外に発信するまたとない好機となることから、大河ドラマの放送に併せ、その時代をテーマとする企画展を嵐山史跡の博物館において開催することを検討してまいります。

次に、比企一族に関する展示コーナーの設置についてでございます。

比企能員やその一族は今から約800年以上前の人物であり、残念ながら当時の資料はほとんど残っておりません。

しかし、比企地域には、比企一族ゆかりと伝わる寺もあり、「吾妻鏡」など後世の歴史書や文学にも、多くの記述が残っております。

こうした伝承や文学を活用し、比企一族をはじめ、埼玉ゆかりの武士たちについて企画展の中で展示することを検討してまいります。

【答弁者】	【発言順位】	【質問年月日】	【質問議員】
教育長	No.3	2年12月8日	辻 浩司 議員

【質問事項】

- 6 障害のある子どもとない子どもが共に学ぶ教育について
- (1) 通常の学級で学ぶ障害のある子どもの実態把握について
 - (2) 県立高校の統廃合による障害のある生徒の進学先の影響について

【質問要旨】

- ・ 共に学ぶ好事例の共有の進捗状況について伺う。
- ・ 通常の学級で共に学ぶ実態を県民と広く共有していく情報発信について、教育長の考えを伺う。
- ・ 県立高校は、多様な生徒の受け皿としての役割を小さくすることがあってはならないと考えるが、教育長の見解を伺う。

【答弁要旨】

御質問6「障害のある子どもとない子どもが共に学ぶ教育について」お答えを申し上げます。

まず、(1)「通常の学級で学ぶ障害のある子どもの実態把握について」のうち、共に学ぶ好事例の共有の進捗状況についてでございます。

障害のある児童生徒が、通常の学級で障害のない児童生徒と共に学ぶことは、多様性を認め合い、将来、地域社会の一員として共に生活していく上で大変意義あるものと考えております。

議員から御提案を頂きました共に学ぶ好事例を共有することにつきましては、市町村の担当者を集めた会議を2回開催し、担当者からの好事例の発表や、事例についてのグループディスカッションなどを行ったところでございます。

例えば、障害の特性で友達との関わりが苦手な生徒への配慮として、学年集会で教員からコミュニケーションの取り方などについて具体的に指導を行うことで、生徒同士が自然に関わり合うようになった事例がございました。

また、音が聞き取りにくい児童への配慮として、補聴器を使用した時にどのような聞こえ方をするのかなどについて学級で説明することにより、児童同士が円滑に会話をすることができるようになった事例がございました。

今後も、このような好事例を積極的に収集し、共有を図ってまいります。

次に、通常の学級で共に学ぶ実態を県民と広く共有していく情報発信についてでございます。

障害のあるなしにかかわらず、児童生徒が共に学び合う事例を広く県民の方々に知っていただくことは重要であると考えております。

これまでは、県教育委員会のホームページに、義務教育段階における特別支援教育の仕組みや、障害のある児童生徒に対する教員向けの指導方法などを紹介してまいりました。

今後は、議員御指摘のとおり、これらの情報に加え、通常の学級で障害のあるなしに関わらず、児童生徒が共に学んでいる事例を積極的に発信してまいります。

次に、(2)「県立高校の統廃合による障害のある生徒の進学先の影響について」でございます。

県では、県内の公立中学校卒業生数が令和11年3月までに6,000人程度減少すると見込んでいるため、高校の現状や地域バランスなどに十分配慮しながら、計画的に県立高校の再編整備を進めていく必要があると認識しております。

議員御指摘のとおり、定時制高校を始め県立高校には障害のある生徒や不登校の経験のある生徒など様々な支援が必要な生徒も在籍しており、多様な生徒の受皿としての役割は重要であると考えております。

そこで、昨年策定いたしました第1期の再編整備計画におきましても、飯能新校には、様々な事情を抱える生徒の通学の利便性に配慮し、引き続き定時制課程を設置することといたしました。

県立高校の再編整備に当たりましては、県立高校の多様な生徒の受皿としての役割にも十分留意した上で、引き続き丁寧な検討を進めてまいります。

【答弁者】	【発言順位】	【質問年月日】	【質問議員】
知事	No.1	2年12月9日	藤井 健志 議員
【質問事項】			
2 さいたま市に対する知的障害特別支援学校の設置の働き掛けについて			
【質問要旨】			
・ 県として、市立の知的障害特別支援学校の設置も含め、さいたま市と連携を強化すべきと考えるが、見解を伺う。			

【答弁要旨】

次に、「さいたま市に対する知的障害特別支援学校の設置の働き掛けについて」のお尋ねでございます。

私は、県立知的障害特別支援学校の教室不足による過密状況については解消すべき大きな課題であると認識しており、教育環境の改善について教育委員会と総合教育会議で議論を行い、積極的に取組を進めてきております。

教育委員会が平成30年度に策定した「埼玉県特別支援教育環境整備計画」の児童生徒数の将来推計結果のとおり、依然として県南部地域を中心に、児童生徒数の増加が見込まれており、将来を見据えた更なる対応が必要であると考えます。

ちなみに、関東の政令指定都市である千葉市では3校、横浜市では5校、川崎市では2校の知的障害特別支援学校を設置しております。

議員御指摘のとおり、児童生徒にとってより良い教育環境の整備に向けて、こうした現状を政令指定都市であるさいたま市と共有し、県と市でより一層連携を強化していくことは大変重要であると考えます。

そこでまずは、議員からの御指摘を踏まえ、児童生徒の教育環境の改善について、県と市、双方の教育委員会との間で協議を行ってみたいと考えています。

その上で、協議の進捗状況について、私がしっかりとフォローアップをしてまいります。

【答弁者】	【発言順位】	【質問年月日】	【質問議員】
知事	No.1	2年12月9日	藤井 健志 議員
【質問事項】			
6 不登校の児童・生徒の教育環境について			
(1) フリースクールへの助成について			
【質問要旨】			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間の団体・施設や不登校児童生徒及び家庭に関する詳細な調査を行ってはいかがか見解を伺う。 ・ フリースクール等に必要な財政支援を行うべきと考えるが、見解を伺う。 			

【答弁要旨】

最後に、「不登校の児童・生徒の教育環境について」のお尋ねのうち、「フリースクールへの助成について」の民間の団体・施設や不登校児童生徒及び家庭に関する詳細な調査を行ってはいかがかについてでございます。

不登校児童生徒への支援は、フリースクールなどの民間施設においても様々な取組がなされており、学校などの公的機関は、民間施設の取組の自主性や成果を踏まえつつ、連携を図っていくことが重要です。

こうした民間施設において相談や指導を受けている県内の公立小中学校の児童生徒の数は、国の調査によれば、平成30年度で189人となっています。

これらの支援を行っている民間施設は、県が把握しているもので県内に12団体あります。

今後、これらの団体や、不登校児童生徒などを対象に詳細調査を実施するなど、実態の把握に努めるよう、教育委員会に伝えてまいります。

次に、フリースクール等に必要な財政支援を行うべきについてでございます。

フリースクールは、個人による経営からNPO法人や社団法人までその運営形態は極めて多様です。

また、児童生徒への学習指導体制や施設の状況、学校教育との連携の在り方なども様々であります。

このため、フリースクール等への財政支援については、運営上の透明性の確保や児童生徒への相談指導・学習支援の在り方、あるいは市町村との役割分担など、様々な課題が存在すると認識しております。

教育機会確保法案における国会の附帯決議においては、不登校児童生徒の学校以外での多様な学習活動に対する、負担軽減のための経済的支援の在り方について検討することとされており、フリースクール等への財政支援には言及しておりません。

まずは、実態を把握し、これらの課題を整理してまいります。

【答弁者】 教育長	【発言順位】 No.1	【質問年月日】 2年12月9日	【質問議員】 藤井 健志 議員
【質問事項】 6 不登校の児童・生徒の教育環境について (2) 不登校特例校の設置について			
【質問要旨】 ・ 不登校特例校の設置について積極的に検討すべきと考えるが、所見を伺う。			

【答弁要旨】

御質問6「不登校の児童・生徒の教育環境について」の(2)「不登校特例校の設置について」お答えを申し上げます。

議員お話しの不登校特例校は、学校教育法施行規則に基づき、不登校児童生徒の実態に配慮した特別な教育が行われる学校であり、学習機会を確保する場としての役割を果たしていると認識しております。

一方学校は、不登校が生じないような学校づくりとともに、不登校児童生徒の状況に応じた効果的な支援に取り組むことが重要です。

そのため、市町村が設置する教育支援センターなど様々な関係機関と連携し、社会的自立への支援を行うことが大切です。

現在、不登校特例校は、全国に16校設置されており、そのうち市町村が設置している学校は7校、学校法人が設置している学校は9校あり、その教育内容や運営方法も様々でございます。

不登校特例校の設置については、児童生徒に対してどのような支援を行っていくのか、また、市町村にどの程度のニーズがあるのかなどについて整理する必要があります。

県では、既に設置されている他県の状況を調査するなど、不登校特例校についての情報収集に努めるとともに、今後、市町村が設置を検討する場合には、適切に支援をしてまいります。

【答弁者】 教育長	【発言順位】 No.1	【質問年月日】 2年12月9日	【質問議員】 藤井 健志 議員
【質問事項】 8 いじめ問題について			
【質問要旨】 ・ 法律の趣旨や、県教育委員会の指導が、現場で徹底されていないことをどのように受け止め、どのように対処したのか伺う。 ・ 今後の対策について、教育長の答弁を求める。			

【答弁要旨】

次に、御質問8「いじめ問題について」お答えを申し上げます。

まず、法律の趣旨や県の指導が現場に徹底されていないことをどのように受け止め、どのように対処したのかについてございます。

いじめは卑劣な行為であり、絶対に許されるものではありません。

県では、いじめ防止対策推進法の施行以来、法律に基づくいじめの定義や学校の対応などについて、会議や研修会を通じ、学校に対し、繰り返し指導してまいりました。

また、県で把握したいじめの事案につきましては、学校の対応が適切に行われているか確認し、その都度、必要な指導を行っております。

しかしながら、議員御指摘の事案につきましては、被害生徒が転学を申し出た際の教員の聞き取りが不十分であったことや、生徒がいじめを訴えた以降の学校の初期対応に遅れがございました。

また、その後の校内における組織的な調査や法律に沿った対応、生徒や保護者の気持ちに寄り添った対応が十分にできていなかったことなど、不適切な対応があったと認識しております。

法律の趣旨や県教育委員会への報告義務など、学校への指導が徹底されていなかったことにつきまして、大変申し訳なく思っており、事案の重大性について真摯に受け止めております。

校長に対しましては、いじめへの法律に則った組織的な対応と速やかな報告について指導したところでございます。

また、事案を把握後、学校と共に調査方法の改善や被害生徒側への寄り添った対応などに努めてまいりましたが、更なる詳細な調査を行う必要があったことなどから、結果として報告書がまとまるまで事案発生から2年を要してしまいました。

被害生徒や保護者には、報告書の内容を丁寧に御説明するとともに、時間が掛かってしまったことをお詫び申し上げました。

次に、今後の対策についてでございます。

これまでの研修などでの取組に加え、新たに、課題のあった事例と対応方針をまとめた資料を作成し、各学校に周知徹底することにより再発の防止に努めてまいります。

また、いじめが発生した場合、速やかな県への報告を徹底するよう、改めて校長会議等の機会を通じて指導するなど、いじめの撲滅に向け、全力で取り組んでまいります。

【答弁者】	【発言順位】	【質問年月日】	【質問議員】
教育長	No.2	2年12月9日	秋山 もえ 議員

【質問事項】

- 3 一人ひとりが伸び伸びと個性を生かせる、人権と多様性を大切にする社会を
- (1) 教育の場こそ、人権まもり、多様性生かして
- ア 校則を考える一髪型で人のころが見えるのか？
- イ 臨時的任用教員への差別の是正を
- ウ 先生がいない！教員未配置・未補充はあってはならない

【質問要旨】

- ・ 髪の色や外見などによる差別を禁じた条文水準から見て、校則の身だしなみ規定は適切でないと考えるが、見解を伺う。
- ・ 学校という場で、国際人権規約の精神を積極的に広げていく決意をお示ください。
- ・ 校則に生徒の意見が積極的に取り入れられるべきと考えるが、見解を伺う。
- ・ 臨任教員について、研究授業の評価を試験科目とするなど、現場での奮闘が生かされる試験制度を導入すべきと考えるが、いかがか。
- ・ 継続雇用を希望しても、年度の終わりまで次の赴任校が決まらない、同一校継続雇用を認めないなどのルールがある。1年契約の臨任教員だが、事実上継続雇用が行われているのだから、見直して正規教員と同じルールとするべきだと考えるが、いかがか。
- ・ あいまいなやり方によって、生活を脅かす事態があってはならないと考えるが、いかがか。
- ・ 小中学校教員の未配置・未補充が1か月以上続くなどということはあってはならないと考えるがどうか。
- ・ これほど多数の未配置・未補充の原因は何か。
- ・ 未配置・未補充を定期的に把握することについて、いかがか。
- ・ ホームページや就活サイトを通して広く募集を行うべきと考えるがどうか。
- ・ ぎりぎりに対応をするのではなく、多数の正規教員を採用して教育の現場に余裕を取り戻すべきと考えるが、いかがか。

【答弁要旨】

御質問3「一人ひとりが伸び伸びと個性を生かせる、人権と多様性を大切にする社会を」の(1)「教育の場こそ、人権まもり、多様性生かして」について、お答えを申し上げます。

まず、ア「校則を考える一髪型で人のこころが見えるのか？」についてでございます。

校則の身だしなみ規定に関する見解についてでございますが、校則は、学校が教育目的を実現していく過程において、生徒がより良く成長していくための行動の指針として各学校が定めております。

また、学校で集団生活を営んでいく上では、一定の決まりは必要であると考えており、校則を守るという指導を通じて、生徒が決まりを自分たちのものとして守っていくという態度を醸成することにつながるなど、教育的意義を有しております。

議員のお話の身だしなみ規定の記述につきましては、他の人との人権の共存を掲げている国際人権規約の趣旨に照らして、直ちに抵触するものとは考えておりません。

一方で、校則の内容については、時代の流れの中で、学校を取り巻く社会環境、生徒の実情、社会通念等が変化していくため、必要な見直しを行うことは大切です。

例えば、服装など個別の規定につきましては、その内容と必要性について、生徒や保護者との間に共通理解を持てるようにすることが重要だと考えます。

次に、学校という場で国際人権規約の精神を積極的に広げていく決意についてでございます。

国際人権規約が掲げる人権尊重の精神を、生徒一人一人が理解することは、差別のない、より良い社会を実現する上で大変重要であると認識しております。

これまでも学校では、人権教育週間の中で、人権作文などに取り組み、生徒自らが人権問題について主体的に考え発信する態度の育成や、「個人の尊重」をはじめとする人権意識の向上に努めてまいりました。

今後も、生徒一人一人がお互いの人権を尊重することの大切さを理解できるよう、県が独自に作成した『人権感覚育成プログラム』の活用を学校に対して改めて促すなど、人権教育の推進にしっかりと取り組んでまいります。

生徒指導課、人権教育課、小中学校人事課、県立学校人事課、教職員採用課

次に、身だしなみなどの校則に生徒の意見が積極的に取り入れられるべきについてでございます。

県立高校の中には、身だしなみなどの校則の見直しに当たって、生徒会等に参画させる取組を行っている学校があります。

校則に対する生徒の意見を、学校の教育目的を達成するために、必要かつ合理的な範囲で取り入れることは、校則に対する理解を深め、生徒が主体的に校則を守っていくとする態度を養う良い機会になると考えております。

今後、生徒がより良く成長していくために、生徒の意見を取り入れた事例を紹介するなど、効果的な教育活動ができるようしっかりと学校を支援してまいります。

次に、イ「臨時的任用教員への差別の是正を」についてでございます。

まず、現場での奮闘が生かされる試験制度の導入についてでございます。

教員採用選考試験におきましては、平成20年度から臨時的任用教員の経験が生かせるよう、特別選考を実施しております。

これまで、筆記試験の一部を面接試験に替えたり、第一次試験を免除するなど、改善を図ってまいりました。

今後とも、臨時的任用教員の勤務経験や実績を、面接試験の中で適切に評価してまいります。

次に、継続雇用を希望しても、年度の終わりまで次の赴任校が決まらない、同一校継続雇用を認めないなどのルールを見直して、正規教員と同じルールとすべきについてでございます。

臨時的任用教員につきましては、4月当初の児童生徒の転出入のために学級数が確定できないなどの理由により、正規の教員を配置できない場合に、期間を定めて学校に配置しております。

このため、翌年度に臨時的任用教員を配置する学校の決定は、年度当初の状況が確定する年度末にならざるを得ない状況にございます。

また、臨時的任用教員の同一校での継続的な雇用につきましては、地方公務員法による制約がございます。

県といたしましては、引き続き、各学校の状況を的確に把握するとともに、県立学校や市町村教育委員会からの要望を踏まえ、適切に対応してまいります。

生徒指導課、人権教育課、小中学校人事課、県立学校人事課、教職員採用課

次に、あいまいなやり方によって、生活を脅かす事態はあってはならないについてでございます。

臨時的任用教員の任期や勤務条件等を明確に示すことは重要であると認識しております。

これまでも、臨時的任用教員の採用に当たっては、校長や市町村教育委員会から説明を行っておりますが、改めて徹底されるよう周知してまいります。

次にウ「先生がいない！教員未配置・未補充はあってはならない」についてでございます。

まず、小・中学校教員の未配置・未補充が1か月以上続くなどということはあってはならないと考えるがどうかについてでございます。

長期間にわたり教員の未配置・未補充の状況が続いていることを重く受け止めており、早期に解消すべき課題であると認識しております。

次に、これほど多数の未配置・未補充の原因は何かについてでございます。

教員の未配置・未補充につきましては、4月当初の児童生徒の転出入のために学級数が確定できないこと、急病など不測の事態の発生や育児休業を取得する教員の増加などが主な原因となっております。

次に、未配置・未補充を定期的に把握することについてでございます。

県では、小・中学校の未配置・未補充の解消に向け、今年度は8回の調査を計画しており、引き続き、定期的な状況の把握を行ってまいります。

次に、ホームページや就活サイトを通して広く募集を行うべきについてでございます。

県では、現在、ホームページで臨時的任用教員の募集について広報するとともに、登録を電子申請でも行えるようにするなど、応募しやすい環境整備に努めております。

今後、より多くの方々に県への登録を行っていただくため、インターネットの求人サイトなどの活用について検討し、実施してまいります。

次に、ぎりぎりに対応をするのではなく、多数の正規教員を採用して教育の現場に余裕を取り戻すべきについてでございます。

生徒指導課、人権教育課、小中学校人事課、県立学校人事課、教職員採用課

県といたしましては、今後も、中長期的な視点に立ち、児童生徒数、退職者数、再任用者数の推移などを的確に見極め、正規の教員の採用を行い、未配置・未補充の解消に取り組んでまいります。

【再質問事項】

3 一人ひとりが伸び伸びと個性を生かせる、人権と多様性を大切にする社会を

(1) 教育の場こそ、人権まもり、多様性生かして

ウ 先生がない！教員未配置・未補充はあってはならない

【再質問要旨】

- ・ 未配置・未補充を重く受け止めていると答弁があったが実行性のある対策が打てないのか、東京のように余裕を持った採用ができないのか見解を伺う。

【再答弁要旨】

秋山もえ議員の御質問3「一人ひとりが伸び伸びと個性を生かせる、人権と多様性を大切にする社会を」の(1)「教育の場こそ、人権まもり、多様性生かして」のウ「先生がない！教員未配置・未補充はあってはならない」についての再質問にお答えを申し上げます。

まず、「事態を重く受け止めているという答弁があったけれども、実行性のある対策が打てないのか、東京のように余裕を持った採用ができないのか」というお尋ねかというふうに思っております。

長期にわたり教員の未配置・未補充の状況が続いていることは、児童生徒の教育に影響を及ぼしかねないということもありますので、大きな課題だというふうに私自身受け止めております。

登録の方に、登録しやすい環境を整えるために就活サイトを活用することなども検討してこれから実施をしてまいります。

また、定期的な把握につきましても、今年度8回予定をしておりますけれども、継続的に把握に努めてまいります。

なお、採用に当たりましては、今後も中長期的な視点に立ちまして、児童生徒の数あるいは退職者の数、再任用者の数などの推移を的確に見極めまして、正規の教員の採用に努めてまいりたいと存じます。

【答弁者】 教育長	【発言順位】 No.3	【質問年月日】 2年12月9日	【質問議員】 松澤 正 議員
【質問事項】 1 コロナ禍における授業時数の確保について			
【質問要旨】			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 小・中学校で授業時数にどの程度の差が生じているのか、市町村や学校をどのように指導しているのか。 ・ 中学校3年生は、入試の範囲外も含めて学習内容を卒業までに終えることはできるのか、感染者が出た学校では学習内容を終えることが更に難しくなるが、県はどのように対応するのか。 ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う学力差を解消するため、どのような対応をしているのか教育長に伺う。 			

【答弁要旨】

御質問1「コロナ禍における授業時数の確保について」お答えを申し上げます。

まず、小・中学校で授業時数にどの程度の差が生じているのか、市町村や学校をどのように指導しているのか、についてでございます。

県では独自に、8月時点での学校再開後の小・中学校の状況についての調査を行い、臨時休業により実施できなかった授業時数と、学校再開後に補充可能な見込みの授業時数について把握しております。

その結果、実施できなかった授業時数以上に補充が見込まれる小・中学校が2割程度ある一方、約2週間分以上の授業時数が不足する小・中学校も2割程度あることが明らかになりました。

そこで県では、調査結果を市町村に情報提供するとともに、児童生徒の学習の理解状況を丁寧に把握した上で、必要に応じて授業時数を確保するよう、市町村教育長を集めた会議などの場で要請しております。

次に、中学校3年生は、入試の範囲外も含めて学習内容を卒業までに終えることはできるのか、感染者が出た学校では学習内容を終えることが更に難しくなるが、県はどのように対応するのか、についてでございます。

先ほど申しあげました調査結果では、全ての中学校において今年度中に3年生の教育課程を修了できるとの回答を得ておりますので、現時点では今年度中に教育課程を修了できるものと考えております。

一方、議員御指摘のとおり、学校での感染が拡大し、授業を行うことが困難となった場合であっても、児童生徒の学びを止めないよう取り組んでいく必要があると考えております。

そこで、県では、臨時休業の際にもICTを積極的に活用し、教育活動が継続されるよう、ICTの活用方策について具体的に示したガイドラインを策定し、市町村に周知しております。

また、新たに優良事例などをまとめた「休校中の学習支援としてのICT活用事例集」を作成し、市町村教育委員会及び各学校に配布し、活用を促したところです。

これまで、やむを得ず臨時休業になった学校を抱える市町村に対しては、詳細な状況の確認をし、休業中の指導方法などについて、具体的な助言を行ってまいりました。

引き続き、感染者が出た場合であっても、児童生徒の学びを止めないよう、しっかりと市町村を支援してまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う学力差を解消するため、どのような対応をしているのか、についてでございます。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、児童生徒の学力格差が生じないように取り組んでいくことが重要であると考えています。

そのため、児童生徒一人一人の学習の定着度を丁寧に把握するとともに、学習の遅れがちな児童生徒へのきめ細かな指導を行うよう、市町村に働き掛けてまいりました。

また、県では、小・中学校への学習指導員の配置を支援するなど、児童生徒の学力差が生じないように取り組んでおります。

さらに、県の学力・学習状況調査のデータ分析を専門家と連携して進め、長期の臨時休業が及ぼした学力への影響を分析し、その結果を踏まえて児童生徒の学力保障に向けた取組を進めてまいります。

今後とも、市町村と一体となって児童生徒の学びの保障に取り組んでまいります。

【答弁者】 教育長	【発言順位】 No.3	【質問年月日】 2年12月9日	【質問議員】 松澤 正 議員
【質問事項】 2 教職員の児童・生徒に対するわいせつ行為について			
【質問要旨】			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校では、教員の卑劣な行為によって被害を受けた子供が、泣き寝入りすることなく、安心して相談できる体制をどのように整えているか伺う。 ・ 高校では転校することが困難な状況もある子供に対して、教育委員会ではどのような支援を行っているのか伺う。 			

【答弁要旨】

次に、御質問2「教職員の児童・生徒に対するわいせつ行為について」お答えを申し上げます。

まず、学校では、教員の卑劣な行為によって被害を受けた子供が、泣き寝入りすることなく、安心して相談できる体制をどのように整えているかでございます。

私は、教職員が、信頼を寄せてくれている児童生徒に対し卑劣な行為を行うことは言語道断であると強く思っております。

また、児童生徒がそのことを誰にも相談できずに辛い思いをすることは、あってはならないことだと考えております。

学校には、全ての教職員が様々な場面で児童生徒の変化を見逃さず、速やかに対応する相談体制づくりが求められております。

そのため、学校では管理職がリーダーシップを発揮し、担任一人任せにするのではなく、養護教諭や教育相談担当の教員もそれぞれの専門性を生かし、児童生徒の悩みや相談に丁寧に対応するよう努めております。

また、令和元年度からは、プライバシーが守られるよう配慮した上で、児童生徒が電話で、県教育局の職員に直接相談できる窓口を設置しております。

今後、改めて被害を受けた児童生徒の心のケアという視点も踏まえて、児童生徒がいつでもどこでも悩みを相談できる体制づくりに、しっかりと取り組んでまいります。

次に、高校では転校することが困難な状況もある子供に対して、教育委員会ではどのような支援を行っているのかについてでございます。

被害を受けた生徒が、周囲からの様々な偏見や無理解のために、学校に通い続けることが辛くなってしまうことはあってはならないことです。

各高校では、そのような生徒に対し、教職員で情報を共有した上で、保護者や関係機関とも連携して、生徒に寄り添った丁寧な対応に努めております。

また、教育局の職員が学校を訪問し、状況を確認した上で、被害を受けた生徒が安心して学校生活を送れるよう必要な支援を行っております。

議員お話の特別な事情を抱える生徒が転校を希望する場合には、丁寧に事情を聞き取り、必要な場合には転入学試験を受験できるよう、各高校を指導しております。

県といたしましては、市町村と一体となって、教職員の不祥事、とりわけ児童生徒に対するわいせつ事案の根絶に向けて、今後もしっかりと取り組んでまいります。

【答弁者】 教育長	【発言順位】 No.3	【質問年月日】 2年12月9日	【質問議員】 松澤 正 議員
【質問事項】 3 教員採用選考試験の倍率低下について			
【質問要旨】 ・ 教員採用選考試験の倍率低下について、どのように受け止めているのか。 ・ 今後、優秀な人材を確保するために、どのような取組を行っていくのか。			

【答弁要旨】

次に、御質問3「教員採用選考試験の倍率低下について」お答えを申し上げます。

まず、教員採用選考試験の倍率低下について、どのように受け止めているのかについてでございます。

議員御指摘のとおり、教員採用選考試験の倍率が年々低下し、特に、小学校教員が2年連続で3倍を下回ったことにつきましては、危機的な状況であると認識しており、継続的に対策を講じていかなければならないと考えております。

次に、今後、優秀な人材を確保するために、どのような取組を行っていくのかについてでございます。

これまで、県では、県内外の大学での説明会や、高校生を対象とした説明会を実施し、埼玉県で教員になることの魅力をアピールしてまいりました。

また、新卒者だけではなく、即戦力となる幅広い人材を採用するため、採用選考試験における受験年齢の制限を撤廃するとともに、臨時的任用教員については、筆記試験の一部を面接試験に替えて実施するなどの改善を行ってまいりました。

しかしながら、これまでの取組だけでは十分ではないと考えており、今後は大学での説明会の場を活用し、学生への教職に対するアンケート調査を行い、若い世代の意識を分析した上で、志願者の増加につながる方策を検討し、実施してまいります。

また、教員の長時間勤務が志願者減少の一つの要因と言われておりますので、働き方改革につきましても一層進めるとともに、やりがいや誇りを持てる職業であることを積極的に発信していくことも重要であると考えております。

先月には、県内の教員養成課程を有する大学の依頼を受け、学生に対し教員の魅力や、学生時代に取り組んでほしいことなど、シンポジウムで私自身お話をさせていただきました。

今後も、優秀な人材の確保に向け全力で取り組んでまいります。

【答弁者】 教育長	【発言順位】 No.3	【質問年月日】 2年12月9日	【質問議員】 松澤 正 議員
【質問事項】 4 高校生を対象とした自動二輪車等の交通安全教育について			
【質問要旨】 ・ 高校生が悲惨な交通事故の当事者とならないよう、自動二輪車等を運転する高校生に対して、どのような交通安全教育を実施しているのか。 ・ その成果と今後の課題について伺う。			

【答弁要旨】

次に、御質問4「高校生を対象とした自動二輪車等の交通安全教育について」お答えを申し上げます。

まず、どのような交通安全教育を実施しているのかについてでございます。

県では「三ない運動」の廃止を踏まえ、平成31年4月に新たに策定した「高校生の自動二輪車等の交通安全に関する指導要項」に基づき、免許を取得した生徒への指導を徹底するよう、各学校に指示しております。

また、自動二輪車等の運転免許を所持し、運転している高校生を対象に交通安全講習会を実施しております。

講習の内容は、運転者としての自覚を深めるための講義を始め、運転技術の向上のための実技、さらに、AEDの使用法を含む救急救命法など実践的な内容としており、令和元年度は県立高校59校293人の生徒が参加をしております。

次に、その成果と今後の課題についてでございます。

講習に参加した生徒のアンケート結果からは、約8割の生徒が「命の大切さが分かった」、「安全運転への思いが強くなった」などと回答しており、交通安全意識を高めることにつながりました。

その一方で、対象者の中で講習を受講しない生徒もいることが課題であると認識しております。

交通ルールやマナーをしっかりと身に付けさせるためにも、全ての対象者に講習を受講させるよう、改めて校長会議等を通じて各学校を指導してまいります。

今後とも、埼玉県交通安全協会などの関係機関の御支援を頂きながら、県として、生徒が生涯にわたり交通事故の当事者にならないよう、交通安全教育の充実に努めてまいります。

【答弁者】	【発言順位】	【質問年月日】	【質問議員】
知事	No.1	2年12月10日	美田 宗亮 議員
【質問事項】			
1 優秀な人材の確保について			
【質問要旨】			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 今年度の職員採用上級試験等の結果を受け、どのような危機感を持っているか伺う。 ・ 質、量共に「優秀な職員の確保」に向け、今後、どのような取組を行っていくのか伺う。 			

【答弁要旨】

美田宗亮議員の御質問に順次お答えを申し上げます。

まず、「優秀な人材の確保について」のお尋ねのうち、今年度の職員採用上級試験等の結果を受け、どのような危機感を持っているのかについてでございます。

地方公共団体の職員採用試験の受験者数は、ここ数年、民間企業の採用意欲が高かったことなどから、全国的に減少傾向となっております。

特に、議員御指摘の技術系職種や免許資格職において、その傾向が顕著になっております。

本県においても、同様の傾向にあり、今年度の職員採用試験における最終合格倍率が過去10年で最低であったことは、大変憂慮しているところでございます。

次に、質、量共に優秀な職員の確保に向けた今後の取組についてでございます。

質・量共に優秀な人材を確保するためには、まず、多くの方に職員採用試験を受験していただく必要があると考えます。

そのためには、本県の魅力や県庁での仕事のやりがい等を第一に広く知っていただくことが重要です。

本県には充実した鉄道網や高速道路網など「交通の要衝」として都市のにぎわいと便利さを併せ持つ魅力があります。

また、日本を代表する荒川や利根川などの豊かな河川、秩父の美しい山並み、見沼田んぼや武蔵野の雑木林など自然も豊かです。

一方、今後、本県は本格的な人口減少局面を迎え、急激な高齢化の進行など、社会の大きな変化に直面しています。

また、新型コロナウイルス感染症など、誰も体験したことがない課題への対応も求められています。

県職員は、こうした社会の変化や危機管理に対応し、「日本一暮らしやすい埼玉県」の実現に向け、ワンチームとなって意欲的に取り組んでいます。

就職を希望される方には是非、本県の魅力や、こうした職員の姿を知っていただき、本県で働くことのやりがいを感じていただきたいと考えています。

また、同様に、県庁を魅力的な職場にするためには、働き方も大きく変化させる必要があると考えます。

DXを推進し、テレワークを活用することなどにより、誰もが働きやすい職場環境を作らなければなりません。

さらに、男女を問わず、職員一人一人が自らの能力を最大限に発揮できるようにすることも重要です。

そのためには、幹部職員の意識も変えなければなりません。

先日、私から職員に対して、働きやすい職場を作るためには、職員一人一人の意識を変えていくことが必要であるとのメッセージを出させていただきました。

これを受け、副知事と各部局長が、自らが率先して取り組むための女性活躍「働きやすい職場づくり宣言」を行いました。

「日本一働きやすい県庁」とすることが優秀な人材の確保につながり、ひいては、「日本一暮らしやすい埼玉県」の実現につながるのではないかと思います。

今後も、本県の魅力や仕事のやりがいを広く知っていただき、そして働きやすい職場に変えていくことで、優秀な職員を確保したいと考えています。

【答弁者】	【発言順位】	【質問年月日】	【質問議員】
人事委員会委員長	No.1	2年12月10日	美田 宗亮 議員
【質問事項】			
1 優秀な人材の確保について			
【質問要旨】			
・ 建築職や保健師職などについて、どのように公務員として必要な一般知識及び知能、職種に応じた専門的知識の能力が測られているかについて伺う。			

【答弁要旨】

御質問1「優秀な人材の確保について」のお尋ねのうち、建築職や保健師職などの1次試験に関する点についてお答えを申し上げます。

建築職の1次試験では、教養試験と専門試験による一般方式と、専門試験のみで行う新方式試験を実施しております。

教養試験は、社会人及び公務員として通常具備すべき一般的知識、知的能力などを測る目的で実施しております。

専門試験では、職種に応じた専門的知識を有しているか否かを判定しております。

いずれの試験においても、人事委員会では、あらかじめ一定の基準を設定しており、採用予定者数に関わらず、一定の能力基準に達していない者については不合格としています。

保健師職の1次試験は、教養試験のみを実施しております。

保健師職では、国家試験による免許を要件としていることで、専門的知識や技術のあることが確認できることから教養試験のみとしています。

保健師職についても、人事委員会で設定した教養試験の基準に達していない者については、採用予定者数にかかわらず不合格としています。

1次試験の受験者と合格者の数は同数でしたが、一定の基準を満たした者を合格者としていますので、公務員としての必要な知識や能力は測られていると判断しております。

【答弁者】 総務部長	【発言順位】 No.1	【質問年月日】 2年12月10日	【質問議員】 美田 宗亮 議員
【質問事項】 1 優秀な人材の確保について			
【質問要旨】 ・今年度の職員採用上級試験等の結果を受け、技術系、免許資格系の職種で欠員は生じていないのか、また、起きてしまうおそれはないか伺う。			

【答弁要旨】

御質問1「優秀な人材の確保について」お答えを申し上げます。

総合土木職などの技術系職種や保健師などの免許資格職は、他の自治体や民間でも必要性が高まっており、優秀な職員を採用するための十分な受験者数の確保がここ数年難しくなっております。

こうした状況の中、県では、様々な人材を幅広く受け入れるため、採用方法の多様化を図ってまいりました。

当初は一般行政職のみを対象としていた年齢制限を廃した経験者試験について、平成23年度に総合土木職と設備職を、平成26年度には建築職を、令和元年度に農業職をその対象に加えました。

また、児童相談所の体制を強化するため、これまでの福祉職に加え、新たに児童福祉司を配置し、採用を進めているところです。

さらに、新型コロナウイルス感染症への対応に当たり、その役割が非常に大きくなっている保健師については、今年度新たに追加の採用試験を行うこととしたところでございます。

最終合格発表後の辞退防止のため、合格者に対し、先進的な事業に取り組む先輩職員から、事業の魅力を伝える業務説明会なども行っております。

一方、こうした取組にもかかわらず、議員御指摘のとおり、現在、例えば総合土木職で4名など、技術系職種、免許資格職ともに若干の欠員が生じている状況がございます。

欠員につきましては、業務に支障が生じないように、再任用職員の活用や外郭団体への職員派遣を改めて精査することなどにより対応しているところでございます。

あわせて、事務職員でも対応が可能な業務を切り出すことにより、技術系職種や免許資格職などの専門職が、本来の専門的な業務に専念できる環境づくりにも努めております。

今後とも、技術系職員による母校などの養成機関への働き掛けや、若者が利用しているSNSへの発信を強化することなどにより、受験者の増加策に取り組んでまいります。

【再質問事項】

1 優秀な人材の確保について

【再質問要旨】

- ・ 技術系、免許系の職員については、日進月歩の技術を扱うことを考えても、若い人を新たに採用すべきではないか。辞退者も多くなっており、現場の責任者として、欠員が生じてしまっている場合には、新たな人を採用する手だてを考えていかななくてはいけないと思うが、その点について答弁を求める。

【再答弁要旨】

美田宗亮議員の御質問第1の「優秀な人材の確保について」の再質問にお答えを申し上げます。

議員からは、日進月歩の技術を扱う職員には、新たな雇用がどうしても必要になるという御指摘を頂戴しました。

その前に、辞退者が多いという御指摘も頂きましたが、それにつきましては、先ほどの答弁のとおり、合格を出した後に、研修会や、先輩職員からの説明会などを繰り返し行いまして、埼玉県の魅力、それから仕事のやりがいというのを伝えながら、離さないという努力をしているところでございます。

議員からは欠員に対する対応についてのお話を頂戴しております。県政運営を円滑にするためには業務の量や内容に対してきちんと職員が配置される必要があるということは、御指摘のとおりだと思います。

欠員が生じた場合には、先ほども答弁申し上げましたとおり、まずは、技術職や免許資格職が本来の専門的な技術、業務に専念できるように、事務職員でも可能な業務を切り出すと、こうした作業によって現在対応をしているところでございます。

もとより議員御指摘のとおり、新たに職員をどんどん入れていくということはとても大切なことですので、先ほど答弁させていただきましたような努力を行いながら、必要な職員数を確保してまいりたいと存じます。

【答弁者】	【発言順位】	【質問年月日】	【質問議員】
保健医療部長	No.1	2年12月10日	美田 宗亮 議員
【質問事項】			
3 歯科保健医療の推進について			
(2) 埼玉県小児う蝕予防対策事業の普及・拡大について			
【質問要旨】			
・ 事業を普及・拡大し計画の目標を達成していくため、県としてどのように取り組んでいくのか伺う。			

【答弁要旨】

次に、(2)「埼玉県小児う蝕予防対策事業の普及・拡大について」でございます。

議員お話のとおり、むし歯は置かれた環境や生活習慣などによる影響が蓄積される疾患であり、生涯にわたる健康のために放置することはできません。

そこで、県では、小・中学校等でのフッ化物洗口の実施を目標に掲げ、埼玉県歯科医師会など関係団体や市町村、学校関係者の協力を得ながら「埼玉県小児う蝕予防対策事業」を推進しています。

八潮市では平成24年から小学校全校でフッ化物洗口に取り組み、12歳児一人当たりのむし歯の数は当初1.26本であったものが、平成30年度には0.78本にまで減らすことができました。

令和2年9月末現在の県内での実施状況は、公立小・中学校で16.9パーセント、保育所・幼稚園等で9.0パーセントとなっており、更なる普及・拡大が必要です。

フッ化物洗口の実施には、毎週の準備や薬剤の保管など学校現場の負担を伴うことから、普及・拡大には、教職員や保護者をはじめ、市町村教育委員会など多くの方々の御理解・御協力が不可欠です。

このため、関係者の研修会において、フッ化物洗口の実施で成果を上げた学校の取組を共有するなどして、フッ化物洗口を実施する学校を増やし、計画の目標達成を目指してまいります。

【答弁者】 教育長	【発言順位】 No.1	【質問年月日】 2年12月10日	【質問議員】 美田 宗亮 議員
【質問事項】 3 歯科保健医療の推進について (3) 教職員を対象とする歯科健診の実施について			
【質問要旨】 ・ 教職員を対象とする歯科健診を実施できないか。			

【答弁要旨】

御質問3「歯科保健医療の推進について」の(3)「教職員を対象とする歯科健診の実施について」お答えを申し上げます。

議員お話しのとおり、口くうの健康を保持することは、生活の質を向上させ、生活習慣病を予防し、健康寿命を伸ばす上で重要であると考えております。

県では、教職員一人一人に配布される「福利のしおり」や、共済組合の広報紙の中で、保健師が歯のセルフケアを推奨するとともに、歯科医師による健診の必要性を繰り返し呼び掛けております。

また、毎年6月に県立学校全校に配布する健康だよりの中で、歯の健康管理の重要性について普及啓発を図るとともに、定期的な歯科健診の受診について促してまいりました。

しかしながら、教職員を対象とする歯科健診は、労働安全衛生規則に義務付けられた健康診断に含まれていないことから、これまでは実施しておりませんでした。

今後、他県の実施状況などについて調査するとともに、共済組合とも連携し、教職員の歯科健診に対するニーズを把握した上で、検討を進めてまいります。

【答弁者】	【発言順位】	【質問年月日】	【質問議員】
県民生活部長	No.1	2年12月10日	美田 宗亮 議員
【質問事項】			
5 「埼玉発世界行き」奨学金について			
【質問要旨】			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 奨学生に対する調査方法の改善について伺う。 ・ 明確な目標設定と県への還元について伺う。 ・ 基金の見通しと今後の奨学金事業の展開について伺う。 			

【答弁要旨】

御質問5 「『埼玉発世界行き』奨学金について」お答えを申し上げます。

まず、奨学生に対する調査方法の改善についてです。

県では大きな夢を描いて世界へ羽ばたく埼玉の若者を支援するため、平成23年度から「埼玉発世界行き」奨学金を設け、留学を後押ししてまいりました。

制度創設以来9年間の奨学生、2,008人全ての者に対して毎年度、現況調査を実施しております。

本年9月の定例県議会の人材育成・文化・スポーツ振興特別委員会での御指摘を踏まえ、未回答の奨学生に対して、郵便や電話などで繰り返し回答を求めたところ、現在まで1,126人から回答を得ました。

現況調査は、奨学金の成果を測る重要な資料となりますので、引き続き、様々な手法を講じて回答を求めるとともに、新たに選考された奨学生には現況調査への協力の義務付けを明確にし、徹底してまいります。

次に、明確な目標設定と県への還元についてです。

「埼玉発世界行き」という奨学金の名称が示すとおり、一人でも多くの若者にグローバルな舞台で活躍していただくことが大きな目標です。

奨学生の中には留学後、WHO世界保健機関やILO国際労働機関などで活躍する人材、アメリカのコロンビア大学の付属病院で最先端の医療に携わっている人材などがいらっしやいます。

こうした方々の活躍によって埼玉の名を世界で高めていただければ、それが有形、無形で県への還元となります。

また一方、国際機関等での活躍だけではなく、県内にも留学で培った国際経験を生かせる場が多くございます。

現在、埼玉りそな銀行やJAさいたまの他、グローバルにビジネスを展開する県内企業でも御活躍をいただいております、これも埼玉県への重要な還元と捉えております。

さらに、国の内外で郷土の先輩がグローバルに活躍する姿は、埼玉の子供たちに将来への夢と希望を与えてくれています。これも貴重な還元であると捉えております。

今回の現況調査で判明した1,126人のうち、現在も勉学を続けていらっしゃる方は350人、就労している方は704人、このうち67人が県内で働いていらっしゃいます。

県としては、今後、県内企業と奨学生を結び付けるインターンシップや就職面接会を開催するほか、世界規模で活動する県内企業の魅力を発信し、一人でも多くの奨学生が県内企業を知り、就職の機会につなげるよう取り組んでまいります。

次に、基金の見通しと今後の奨学金事業の展開についてです。

「埼玉発世界行き」奨学金は、埼玉グローバル人材活躍基金約3億円を活用したもので、令和元年度末時点では約2.4億円にまで減少しております。

奨学金事業を安定的に継続するため、平成29年度には企業や個人から広く資金を集める「冠奨学金」を創設いたしました。

これは留学の目的、例えば「水問題の解決」であるとか「モビリティ技術の革新」であるなど企業が自ら業務と関連する留学目的を設定し、それに応じた研究を行う若者にその企業の資金で奨学金を寄附するものでございます。

令和元年度は21の企業などから3,632万円の資金を頂き、61人の若者に奨学金として支給しました。

この冠奨学金は、民間資金の活用と県内企業の社会貢献に資するとともに、県内企業と奨学生のつながりを生み、県内への就職を促進する効果も期待できます。

今後とも、このような奨学生と民間と行政のWIN WIN WINの関係をしっかりと構築し、若者の世界への夢を育ててまいります。

【答弁者】	【発言順位】	【質問年月日】	【質問議員】
知事	No.2	2年12月10日	横川 雅也 議員
【質問事項】			
1 ポストコロナの経済社会へ向けた行財政改革について (3) 事業効果を最大化させる新たな人事評価について			
【質問要旨】			
・ 無駄を削減し、削減できたものを新たに効果の高い事業に生み返るといった好循環を生む環境づくりのために、「コストと事業効果を意識した削減」という内容を新たな人事評価項目として加えることについて所見を伺う。			

【答弁要旨】

次に、「事業効果を最大化させる新たな人事評価について」でございます。

新型コロナウイルス感染症対策をはじめ行政需要が増大する中、今、正に職員一人一人が無駄を省き、不断の事務事業の見直しを行っていくことが求められています。

そのためには、既に所期の目的を達成した事業の廃止や事務改善を行ったことで成果を上げた職員を適正に評価することで、職員全体に改革意識を根付かせることが非常に重要であると考えております。

そこで、来年4月の定期人事異動に向け、基本的な考え方を表す「人事異動方針」に、行財政改革にチャレンジしている職員を積極的に登用することを明記をしたところでございます。

職員の実績評価は、上司と職員が面談を通じて、コミュニケーションを取りながら目標を定め、その達成の状況の評価することといたしております。

議員御指摘の「コストと事業効果を意識した削減」をしっかりと評価するためには、実績評価の目標設定において、職員自身が具体的な目標を掲げ、その実現に取り組むことが最も有効と考えます。

そのために、「人事異動方針」に明記をした次第ですが、行財政改革に取り組んだ者を登用する方針を明記することにより、今まで以上に職員がより明確な行財政改革の意識を持ち、目標を設定するものと考えています。

私自ら先頭に立ち、部長や課所長に対してこの点を強調し、「人事異動方針」が掲げる目標に鑑みた、人事評価項目の見直しについても検討してまいります。

【答弁者】	【発言順位】	【質問年月日】	【質問議員】
企画財政部長	No.2	2年12月10日	横川 雅也 議員
【質問事項】			
2 DX推進と社会実装へ向けた県の体制整備について			
(2) デジタル化へ向けた専門人材の採用について			
【質問要旨】			
・ デジタル化へ向け、民間人材や専門職の採用を強化し、人材を各部局に配置することでシステムや業務レベルの標準化を徹底すべきと考えるが、所見を伺う。			

【答弁要旨】

次に、御質問2「DX推進と社会実装へ向けた県の体制整備について」の(2)「デジタル化へ向けた専門人材の採用について」お答えを申し上げます。

デジタル化を推進するためには、システムの標準化のほか、ICT技術の活用により、行政の効率化や県民サービスの向上を図れるような専門的なスキルを持った人材が必要です。

このため、県では民間企業のICT技術部門へ職員を長期に派遣するとともに、ICTやセキュリティに関する豊富な知識や経験を有する外部専門家を確保し、デジタル化に必要な最新の知見の活用に努めています。

一方、国は、デジタル庁の設置を見据え、民間、自治体、政府を行き来しながらキャリアを積める環境整備や、行政と民間のデジタル人材が効果的に連携する組織について検討を始めました。

本県としても、国による制度的な担保は、システムや業務の標準化といったデジタル化推進の課題解決に向け大変期待しているところです。

このような中、現在策定中の「埼玉県DX推進計画」において、行政のデジタル化に当たっては、職員のITスキルの向上のみならず外部のデジタル人材の活用を図っていくこととしております。

デジタル化の推進のためには、民間人材の活用は避けて通れません。

その具体的な手法について、まずは現行制度の中でできることを研究し、可能な限り活用するとともに、国の動向にも留意して、人材の配置も含め、関係部局と調整してまいります。

【再質問事項】

2 DX推進と社会実装へ向けた県の体制整備について

(2) デジタル化へ向けた専門人材の採用について

【再質問要旨】

- ・ 専門人材を各部局に配置することについて、積極的に検討するのか伺う。

【再答弁要旨】

横川雅也議員の御質問2「DX推進と社会実装へ向けた県の体制整備について」の(2)「デジタル化へ向けた専門人材の採用について」の再質問にお答えを申し上げます。

御質問の趣旨は、各部局にデジタル人材を配置すべきではないかということで、私の最初の答弁では、人材の配置も含め調整してまいりますと答えさせていただきましたけれども、現状からお話ししますと、各部局にはただいま、デジタル化の推進員を指定し、そこに企画財政部の行政改革・ICT局を中心にサポートに入るというふうに、集中管理方式でやらせていただいております。

全庁から見るとまだまだデジタル人材というのは不足していると考えておりますので、そちらの方を增強することによって、次第に各部局にサポートする人材が配置できるのではないかとこのように考えております。

今、様々な制度でデジタル人材を活用しようとする動きがございます。

その状況を見ながら、御質問の趣旨に沿って、現場をサポートするように努力してまいりたいと思います。

【答弁者】 教育長	【発言順位】 No.2	【質問年月日】 2年12月10日	【質問議員】 横川 雅也 議員
【質問事項】 5 国登録有形文化財「松高記念館」の保存、復元改修へ			
【質問要旨】 ・ 「松高記念館」の改修、そして保存・活用に向けたより一層の支援について伺う。			

【答弁要旨】

御質問5「国登録有形文化財『松高記念館』の保存、復元改修へ」についてお答えを申し上げます。

松山高校記念館は、県立学校の建物としては、深谷商業高校記念館に続き、県内2例目の国の「登録有形文化財」として、令和2年4月に登録されております。

記念館の改修については、同窓会の皆様から多くの御要望を頂いており、その熱意を強く感じているところでございます。

また、記念館は学校のシンボルであるとともに、地元の皆様にとりましても掛け替えのない建物であるということを改めて認識いたしました。

この記念館は、大正12年建築の建物のため、耐震性が不足し、建物の老朽化が著しいことから、昨年度、耐震補強を含めた改修工事の設計を実施したところでございます。

改修に当たりましては、記念館が学校のみならず、地域のシンボルであることに十分に配慮する必要があると考えておりますので、同窓会など地元の皆様のお話を丁寧にお聞きしながら進めております。

令和5年には創立100周年を迎える松山高等学校が、今後とも地域と共に歩む学校として、より一層発展していくよう、「松高記念館」の改修、そして保存・活用に向けてしっかりと取り組んでまいります。

【答弁者】	【発言順位】	【質問年月日】	【質問議員】
知事	No.3	2年12月10日	梅澤 佳一 議員
【質問事項】			
1 新型コロナウイルス感染症と戦う			
(3) オリンピック・パラリンピックに向けての意識の高揚			
【質問要旨】			
・ 開催気運の再醸成の具体的な行動や計画、大会に関わる全ての方の安心安全の確保策について伺う。			

【答弁要旨】

次に、「オリンピック・パラリンピックに向けての意識の高揚」についてであります。

自らの限界に挑むアスリートの姿は、世界中の人々に感動と勇気を与えてくれます。現在、世界を覆っている閉塞感を打破し、人々が明るい未来への夢をつなぐ希望の光が東京2020大会であると、私は確信をしています。

議員お話のとおり、大会の成功には、気運の醸成と安心安全の確保の両立が必要だと思います。

まず、気運を再び盛り上げるため、子供たちの記憶に残り、多くの人の期待感を高める取組を進めております。

小・中学校の授業では、パラアスリートや大会を支える人をテーマにした動画を活用し、子供たちが大会の意義や努力の素晴らしさを学んでいます。

また、聖火リレートーチの巡回展示や、長瀬ライン下りでの聖火リレーのリハーサルなど、大会本番の感動を先取りした取組も行っています。

今後も、新しい生活様式の下で、気運醸成に努めてまいります。

他方、大会に関わる全ての方々の安心安全の確保は、前提条件であり、1年延期を前向きに捉えて様々な想定で実践経験を積んでまいりました。

この夏には、イベント会場や都市ボランティアの活動場所で、本番と同じ暑さの中、感染症対策と暑熱対策の両面から様々な検証を行いました。

事前キャンプに関しても、関係市町を対象に、消毒の頻度や遮蔽物の設置方法について、感染症の専門家による実地指導を行いました。

また、競技会場となる埼玉スタジアム2002などにおいて、段階的に観客数を増やし、感染対策の検証も行っております。

今後は国や東京都、組織委員会が検討している対策を踏まえ、専門家の知見を伺いつつ、市町村や関係者と共に感染症対策を進めてまいります。

多くの方々が不安の中にいる今だからこそ、コロナ禍を乗り越えた先にある大会の成功に向けて、全力を挙げてワンチームで取り組んでまいります。

【答弁者】 教育長	【発言順位】 No.3	【質問年月日】 2年12月10日	【質問議員】 梅澤 佳一 議員
【質問事項】 3 小・中学校におけるICT教育について			
【質問要旨】			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての教員のICT活用能力が向上するようどのように取り組んでいくのか。 ・ デジタル教科書・教材について、今後、どのように予算を措置し、市町村を支援していくのか。 ・ サブドメインを使用している市町村はいくつあるか。なぜサブドメインに使用期限があるのか。県が発行したサブドメインを使用している市町村は、サブドメイン使用期限切れに伴い、財政負担が強えられることはないのか。 ・ 小中高一貫した取組ができるよう、県がリーダーシップを発揮すべきと考えるがいかがか、教育長に伺う。 			

【答弁要旨】

御質問3「小・中学校におけるICT教育について」お答えを申し上げます。

まず、全ての教員のICT活用能力が向上するようどのように取り組んでいくのかについてでございます。

議員お話の調査結果からは、ICT活用能力が高い教員はいるものの、市町村や学校単位で、ICT活用を組織的に進める取組が不足している可能性があるとの課題が見えてまいりました。

そこで、県では、調査結果をフィードバックする際に、全ての教員のICT活用能力の向上に向け、各学校に対して、校長をはじめ管理職がリーダーシップを発揮し組織的に取り組むよう依頼いたしました。

また、市町村に対しては、各学校の組織的な取組をしっかりと後押しすることを要請いたしました。

さらに、今後の取組が一層充実するよう、9月に作成した「ICT教育ガイドライン」を改訂し、学校の優れた指導事例の収集及び共有を図ってまいります。

加えて、県が中心となって、各市町村の担当者を集めたワーキンググループを近日中に立ち上げ、市町村の取組をしっかりと支援してまいります。

次に、デジタル教科書・教材について、今後、どのように予算を措置し、市町村を支援していくのかについてでございます。

現在、国においては、デジタル教科書の活用方策などについて検討が進められていると承知しております。

また、文部科学省の令和3年度概算要求では、実証事業としてデジタル教科書等の経費を国が負担するための予算要求が行われております。

こうした国の動向を踏まえながら、デジタル教科書の導入・拡大に向け、各市町村に対して、どのような支援ができるかについて検討してまいります。

さらに、市町村から相談があった場合には、デジタル教科書等の実践的な活用に関する指導・助言を行ってまいります。

次に、サブドメインを使用している市町村はいくつあるのか、なぜサブドメインに使用期限があるのか、県で発行したサブドメインを使用している市町村は、使用期限切れに伴い、財政負担が強いられることはないのかについてでございます。

県では、コロナ禍における児童生徒の学びの保障という観点から、令和2年7月にドメインを取得するとともに、利用を希望する市町村にサブドメインを割り当てております。

現在、29の市町村にサブドメインを発行しております。

今回のサブドメインの発行は、県がコロナ禍における緊急的な対応として経費を負担したものであるため、令和4年3月までの期限を設けて、各市町村に利用していただいております。

また、学校教育においてどのようなソフトウェアを活用するかは各市町村が判断しておりますので、ドメインに係る経費については、市町村に負担していただくことが原則であると考えております。

なお、現在発行しているサブドメインについては、新型コロナウイルス感染症の今後の状況等も見極めつつ、令和4年4月以降の延長の必要性についても検討してまいります。

次に、小中高一貫した取組ができるよう、県がリーダーシップを発揮すべきについてでございます。

議員お話のとおり、ほとんどの中学生は高校に進学することから、小・中学校で取り組んだICTを活用した学びを、高校で継続し発展させるためには、小中高を見通した情報活用能力の育成が重要であると考えております。

現在、ICTの環境整備として、小・中学校では、GIGAスクール構想に基づき1人1台端末の整備が進められており、県立高校では、生徒所有の端末を活用する、いわゆるBYODによる1人1台環境の実現を目指しております。

今後、市町村との連携を一層強化するとともに、県がリーダーシップを発揮して、小中高一貫したICT教育の充実にしっかりと取り組んでまいります。

県議会令和2年12月定例会 文教委員会 (付託議案・請願・報告事項)

【付託議案】

頁		説 明 内 容	議決結果
1	第124号議案 (急施)	学校職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例	可 決
2～4	第156号議案	指定管理者の指定について（埼玉県立長瀬げん きプラザ）	可 決
5～7	第157号議案	指定管理者の指定について（埼玉県立小川げん きプラザ）	可 決
8～10	第158号議案	指定管理者の指定について（埼玉県立神川げん きプラザ）	可 決

【請 願】

頁		審 議 内 容	議決結果
11・12	議請第6号	2020年度 ゆきとどいた教育をすすめるた めの請願	不採択

【報告事項】

頁	説 明 内 容
13	教育委員会における障害者雇用の推進について

第124号議案（埼玉県議会定例会議案① 31ページ）
学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の概要

1 趣 旨

令和2年10月22日付けの埼玉県人事委員会の職員の期末手当についての勧告に基づき、学校職員の期末手当を改定するものである。

2 内 容

期末手当の支給割合の改定

期末・勤勉手当 支給割合（年間）4.50月 → 4.45月（▲0.05月）

（1）令和2年12月期の期末手当

1.30月 → 1.25月

（2）令和3年度以降の期末手当

6月期及び12月期の期末手当 それぞれ1.275月

3 施行期日

公布の日から施行する。ただし、令和3年度以降の期末手当の支給割合の改正は令和3年4月1日から施行する。

第156号議案（埼玉県議会定例会議案① 64ページ）
指定管理者の指定についての概要（埼玉県立長瀬げんきプラザ）

公 の 施 設 埼玉県立長瀬げんきプラザ（長瀬町）

指定管理者候補者 東京都北区王子3丁目19番7号
株式会社サンアメニティ
代表取締役 吉澤 幸夫

指 定 の 期 間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

1 候補者の選定

（1）指定管理者公募の申請団体数

2団体（NPO法人1団体、ビルメンテナンス会社1団体）

（2）選定委員会設置

・構成 外部有識者 4名、県職員 2名

・各委員の氏名、職業等

牛山 佳久 ボーイスカウト埼玉県連盟 理事長

新井 英男 深谷市立深谷小学校長

青山 鉄兵 文教大学 准教授（埼玉県生涯学習審議会委員）

小笠原薫子 公認会計士

小西 康雄 加須げんきプラザ所長

古垣 玲 教育局市町村支援部副部長

(3) 審査

第1次審査 書類審査

審査の結果、株式会社サンアメニティを含む2団体を第2次審査団体とした。

第2次審査 プレゼンテーション及びヒアリングによる審査

- ア 審査基準
- ・ 県民の平等な利用を確保することができる
 - ・ 関係法令を遵守し、適正な運営ができる
 - ・ 設置目的を効果的に達成し、効率的な運営ができる
 - ・ 指定管理業務を安定して行う経営基盤を有している
 - ・ 個人情報の適正な取扱いが確保できる
- イ 審査項目
- ・ 公の施設としての役割を適切に担うことができるか
 - ・ 利用者本位の柔軟なサービスが提供できるか
 - ・ 県民の平等利用確保への配慮がされているか
 - ・ 効果的かつ効率的な管理を実施できるか
 - ・ 法人等の経営基盤が安定しているか
 - ・ 効果的な自主事業を実施できるか
 - ・ 自主事業について、特筆すべき優れた点があるか
 - ・ 指定管理業務に係る県の委託料は適切な額か
 - ・ 委託料について、特筆すべき優れた点があるか
 - ・ その他、特筆すべき優れた点があるか

ウ 審査結果

審査項目 (配点)		(株)サンアメニティ	団体A
公の施設の適切な運営	150点	120点	91点
柔軟なサービスの提供	120点	96点	74点
平等利用の確保	60点	44点	36点
効果的・効率的な管理・運営	150点	116点	93点
安定した経営基盤	90点	68点	55点
効果的な自主事業	210点	167点	129点
自主事業についての加点	30点	23点	18点
適切な委託料の算出	150点	111点	92点
委託料についての加点	30点	18点	15点
その他、特筆すべき優れた点への加点	30点	18点	13点
合計点	1,020点	781点	616点

エ 参考 (指定管理業務に係る県の委託料)

株式会社サンアメニティ提案の年平均額 74,640千円
(令和3年度から令和7年度までの5年間の平均)

※現指定期間(5年間)の年平均額 69,014千円

(4) 選定理由

- ア げんきプラザの設置目的や県の施策を十分に理解しており、事業の目的や教育効果を明確にした自主事業を計画している。
- イ 川に親しむスポーツ、周辺の観光資源を生かした体験活動など、地域の特色を踏まえた自主事業が提案されている。
- ウ 屋外休憩スペースのリニューアルなどの利用者目線の修繕や、危機管理対応を含めた職員の年間研修計画などの提案がなされており、快適で安心な施設運営が期待できる。
- エ 安定した経営基盤を有している。

2 今後の予定

- 令和3年1月上旬 指定管理者の指定（告示）
- 同 4月1日 指定管理者による管理運営の開始

第157号議案（埼玉県議会定例会議案① 65ページ）
指定管理者の指定についての概要（埼玉県立小川げんきプラザ）

公 の 施 設 埼玉県立小川げんきプラザ（小川町）

指定管理者候補者 オーエンス・アイルグループ

代表者

東京都中央区銀座4丁目12番15号

株式会社オーエンス

代表取締役 大木 一雄

（構成員

アイル・コーポレーション株式会社

（さいたま市）

指 定 の 期 間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

1 候補者の選定

（1）指定管理者公募の申請団体数

2団体

（ビルメンテナンス会社を代表者とする共同体1団体、
ビルメンテナンス会社1団体）

（2）選定委員会設置

・構成 外部有識者 4名、県職員 2名

・各委員の氏名、職業等

牛山 佳久 ボーイスカウト埼玉県連盟 理事長

新井 英男 深谷市立深谷小学校長

青山 鉄兵 文教大学 准教授（埼玉県生涯学習審議会委員）

小笠原薫子 公認会計士

小西 康雄 加須げんきプラザ所長

古垣 玲 教育局市町村支援部副部長

(3) 審査

第1次審査 書類審査

審査の結果、オーエンス・アイルグループを含む2団体を第2次審査団体とした。

第2次審査 プレゼンテーション及びヒアリングによる審査

- ア 審査基準
- ・ 県民の平等な利用を確保することができる
 - ・ 関係法令を遵守し、適正な運営ができる
 - ・ 設置目的を効果的に達成し、効率的な運営ができる
 - ・ 指定管理業務を安定して行う経営基盤を有している
 - ・ 個人情報の適正な取扱いが確保できる
- イ 審査項目
- ・ 公の施設としての役割を適切に担うことができるか
 - ・ 利用者本位の柔軟なサービスが提供できるか
 - ・ 県民の平等利用確保への配慮がされているか
 - ・ 効果的かつ効率的な管理を実施できるか
 - ・ 法人等の経営基盤が安定しているか
 - ・ 効果的な自主事業を実施できるか
 - ・ 自主事業について、特筆すべき優れた点があるか
 - ・ 指定管理業務に係る県の委託料は適切な額か
 - ・ 委託料について、特筆すべき優れた点があるか
 - ・ その他、特筆すべき優れた点があるか

ウ 審査結果

審査項目 (配点)		オーエンス・アイルグループ	団体A
公の施設の適切な運営	150点	120点	66点
柔軟なサービスの提供	120点	99点	52点
平等利用の確保	60点	43点	26点
効果的・効率的な管理・運営	150点	113点	65点
安定した経営基盤	90点	75点	45点
効果的な自主事業	210点	166点	89点
自主事業についての加点	30点	23点	5点
適切な委託料の算出	150点	113点	67点
委託料についての加点	30点	18点	7点
その他、特筆すべき優れた点への加点	30点	20点	7点
合計点	1,020点	790点	429点

エ 参考 (指定管理業務に係る県の委託料)

オーエンス・アイルグループ提案の年平均額 85,423千円
(令和3年度から令和7年度までの5年間の平均)

※現指定期間(5年間)の年平均額 85,877千円

(4) 選定理由

- ア げんきプラザの設置目的や県の施策を十分に理解しており、利用者の探究力や問題解決能力などの向上を意識した自主事業を計画している。
- イ プラネタリウム、天体望遠鏡を活用した観測会など、施設の特徴を踏まえた自主事業が提案されている。
- ウ 本館施設はもとより、広大な登山道や遊歩道も含めた具体的な維持管理計画や、公共施設の運営を重点項目に位置付けた職員の年間研修計画などの提案がなされており、快適で安心な施設運営が期待できる。
- エ 安定した経営基盤を有している。

2 今後の予定

- 令和3年1月上旬 指定管理者の指定（告示）
- 同 4月1日 指定管理者による管理運営の開始

第158号議案（埼玉県議会定例会議案① 66ページ）
指定管理者の指定についての概要（埼玉県立神川げんきプラザ）

公 の 施 設 埼玉県立神川げんきプラザ（神川町）

指定管理者候補者 神川フィールドパートナーズ

代表者

東京都世田谷区用賀4丁目10番1号

株式会社東急コミュニティー

代表取締役 雑賀 克英

（構成員

特定非営利活動法人国際自然大学校

（東京都狛江市）

指 定 の 期 間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

1 候補者の選定

（1）指定管理者公募の申請団体数

1 団体（ビル・マンション管理会社を代表者とする共同体）

（2）選定委員会設置

・構成 外部有識者 4名、県職員 2名

・各委員の氏名、職業等

牛山 佳久 ボーイスカウト埼玉県連盟 理事長

新井 英男 深谷市立深谷小学校長

青山 鉄兵 文教大学 准教授（埼玉県生涯学習審議会委員）

小笠原薫子 公認会計士

小西 康雄 加須げんきプラザ所長

古垣 玲 教育局市町村支援部副部長

(3) 審査

第1次審査 書類審査

審査の結果、神川フィールドパートナーズを第2次審査団体とした。

第2次審査 プレゼンテーション及びヒアリングによる審査

- ア 審査基準
- ・ 県民の平等な利用を確保することができる
 - ・ 関係法令を遵守し、適正な運営ができる
 - ・ 設置目的を効果的に達成し、効率的な運営ができる
 - ・ 指定管理業務を安定して行う経営基盤を有している
 - ・ 個人情報の適正な取扱いが確保できる
- イ 審査項目
- ・ 公の施設としての役割を適切に担うことができるか
 - ・ 利用者本位の柔軟なサービスが提供できるか
 - ・ 県民の平等利用確保への配慮がされているか
 - ・ 効果的かつ効率的な管理を実施できるか
 - ・ 法人等の経営基盤が安定しているか
 - ・ 効果的な自主事業を実施できるか
 - ・ 自主事業について、特筆すべき優れた点があるか
 - ・ 指定管理業務に係る県の委託料は適切な額か
 - ・ 委託料について、特筆すべき優れた点があるか
 - ・ その他、特筆すべき優れた点があるか

ウ 審査結果

審査項目 (配点)		神川フィールドパートナーズ
公の施設の適切な運営	150点	124点
柔軟なサービスの提供	120点	97点
平等利用の確保	60点	45点
効果的・効率的な管理・運営	150点	115点
安定した経営基盤	90点	76点
効果的な自主事業	210点	170点
自主事業についての加点	30点	21点
適切な委託料の算出	150点	118点
委託料についての加点	30点	19点
その他、特筆すべき優れた点への加点	30点	19点
合計点	1,020点	804点

エ 参考 (指定管理業務に係る県の委託料)

神川フィールドパートナーズ提案の年平均額 84,327千円
(令和3年度から令和7年度までの5年間の平均)

※現指定期間(5年間)の年平均額 81,704千円

(4) 選定理由

ア げんきプラザの設置目的や県の施策を十分に理解しており、アクティブシニアの活躍や多文化共生などの現代的課題を踏まえた自主事業を計画している。

イ これまでの体制から、事業担当の職員を増員することで、組織体制の充実を予定している。

ウ 自然体験活動の専門家による学習支援や、様々な事故に合わせた対応マニュアルの整備などの提案がなされており、快適で安心な施設運営が期待できる。

エ 安定した経営基盤を有している。

2 今後の予定

令和3年1月上旬 指定管理者の指定（告示）

同 4月1日 指定管理者による管理運営の開始

件名	2020年度 ゆきとどいた教育をすすめるための請願		
受付番号	議 請 第 6 号	紹介議員	柳 下 礼 子 村 岡 正 嗣 秋 山 文 和 守 屋 文 裕 前 原 山 裕 子 秋 山 か づ え
受付年月日	令和2年11月27日		
請願者	埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-12-24 埼玉教育会館5階 ゆきとどいた教育をすすめる教育埼玉署名 実行委員会 代表 北村 純一 ほか41,633名	審査 結果	不採択
要 旨	<p>〔請願事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> ゆきとどいた教育をすすめるために、教育予算を増額してください。 すべての小・中・高校で、早期に35人以下学級を実現、「20人以下学級」を展望した少人数学級を進めてください。 子どもと向き合える時間を確保するため教職員を増員してください。 教育費の保護者負担を軽減するため、次のことを改善してください。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 教育活動に不可欠な教材費・給食費などの学校納付金を無償としてください。市町村に対して補助してください。 (2) 就学援助制度と給付型奨学金を県独自に創設してください。 障害児学校の学校（教室）不足を解消するために、計画的に学校建設をすすめてください。 <p>〔請願理由〕</p> <p>厳しい財政状況の中でも、県単独措置として小中学校における国基準かつ埼玉県基準以上の少人数実施の都道府県は42団体以上にのぼります。</p> <p>新型コロナウイルスから子どもたちのいのちと健康を守ること、学習権を保障することはこれまで以上に重要となりました。教室内の「密」を避けるために少人数学級・授業などが必要です。社会的距離を確保するためには、</p>		

「20人以下学級」を展望した少人数学級が求められます。

特別支援学校で学ぶ子どもたちが急増しています。しかし、児童生徒の急増に学校建設が追いついていません。2021年度に新校と高校内分校、2023年度に新校を開校しても児童生徒数の増加に追いつきません。児童生徒数の増加に見合った計画的な建設と、そこで学ぶ子どもたちと向き合う教職員の大幅な増員が不可欠です。

以上の理由から、上記の事項を請願します。

教育委員会における障害者雇用の推進について

1 障害者雇用率

(1) 現状

障害者雇用率 **2.13%** (令和2年6月1日現在)

(内訳) 教育職員 1.09%
事務職員 1.336%

障害者雇用率 **2.41%**【暫定 (令和2年12月1日現在)】

(内訳) 教育職員 1.08%
事務職員 1.649%

(2) 障害者の採用に関する計画 (平成31年1月1日～令和2年12月31日 (2年間))

目標 法定雇用率 **2.4%** を達成 (令和2年12月31日まで)

令和2年 3月31日までに **2.17%**
令和2年12月31日までに **2.40%**

2 令和2年度の主な取組

(1) 障害者の雇用促進

ア 採用数

(ア) 本採用教職員 **令和2年4月1日採用 (障害者特別選考)**

16人 ※前年度比4人増

(内訳) 教員8人、実習助手1人、事務職員等7人

(イ) 会計年度任用職員 **令和2年12月1日現在**

318人

イ 取組

1. 本採用・教員等

- ・教員障害者特別選考を実施
- ・障害のある教員が活躍する姿をホームページ等で紹介
- ・実習助手の障害者特別選考を実施

<本採用・事務職員等>

- ・障害者を対象とした埼玉県職員採用選考による採用



ホームページ等での紹介

<会計年度任用職員>

- ・学校・図書館等 (事務補助、環境整備補助、清掃業務) への任用
- ・事務集約オフィス「ハーモニー」への任用
- ・「チームびかひか」への任用

(2) 障害者が働きやすい職場づくり

ア 障害者本人への支援

- ・支援員の採用
- ・ICT機器等の整備

イ 職場等への支援

- ・障害者理解等を促進する研修の実施
 - 教育局等課所館長、県立学校長、市町村教育長、市町村立小中学校校長など
- ・障害者が働きやすい職場づくり推進要綱の策定、実施
 - 教育局課所館及び県立学校に心のバリアフリー推進員を設置
 - 推進員向け研修の実施

事務集約オフィス「ハーモニー」

小中学校教職員の出張旅費書類の点検・確認を担当 (令和2年12月1日現在)

会計年度任用職員 障害者16人、支援員5人



3 中長期的な取組 (埼玉県教育委員会障害者活躍推進計画)

(1) 計画の趣旨

令和元年6月の障害者雇用促進法改正により国や地方公共団体の任命権者が作成することが義務付け
障害者が職業生活で活躍するための取組について具体的な内容、実施時期などをまとめるもの

(2) 計画期間

令和2年度から令和4年度までの3年間

(3) 障害者が活躍するための施策 (具体的な取組)

ア 障害者の活躍の場の拡大

- ・障害者特別選考による障害のある本採用教職員の採用
- ・会計年度任用職員への障害者の任用
- ・新たな職務などを把握・検討し障害者の活躍の場を拡大
- ・会計年度任用職員へのキャリア形成支援 (職務経験を通じて職業能力を形成)

イ 障害者が働きやすい職場づくりの推進

- ・障害者の活躍を推進する体制の構築、各所属における推進体制の整備
- ・車椅子 (身体障害者) 用トイレの整備など県立高校におけるバリアフリー化を推進
- ・支援機器 (読み上げソフトや点字ディスプレイ) の整備
- ・障害者理解等を促進する研修の実施、合理的配慮の取組例などマニュアルの整備
- ・障害のある教職員個々の障害の状況、能力、適性等を考慮した適切な人事配置

ウ その他

- ・国への要望
 - 障害のある教員の負担を軽減するための人的配置や施設改修等に係る財政措置
 - 教育職員における障害者雇用の全国状況の実態調査の実施
- ・大学等への働き掛け
 - 障害のある者が学びやすい環境整備

文教委員会質疑・質問事項

議事堂 5 階 第 8 委員会室

令和 2 年 1 1 月 3 0 日 (月)

1 1 : 4 5 開会 ~ 1 2 : 0 2 閉会

1. 議案

【第 1 2 4 号議案 学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例】

Q : 2 点伺う。この議案の対象者数はどのくらいか。また、削減を予定している総額はいくらか。

(教職員課長)

A : 今回の条例の対象の職員は約 4 万 2, 0 0 0 人でございます。期末手当の引下げによる影響額は約 7 億円と見込んでおります。

Q : 2 点伺う。1 点目、コロナ禍で学校現場では大変な実態がある。子供たちのストレスも非常に高く、SNS においても「死にたい」などの書き込みがあり、大変な状況である。そういった子供たちの対応をしている先生たちのストレスや苦労も大変なことかと思う。この辺りの実態についてどのように考えているか伺う。

2 点目、仕事が増えて大変な中でボーナスを下げるのはなぜか。この状況ではボーナスを上げて頑張れと励ますのが県の役割ではないのか。

(教職員課長)

A : 1 点目のコロナ禍での教職員の仕事の実態につきましては、今回の条例案を議会に提案するに当たり、職員団体との交渉を何回か行わせていただいております。その中で現場で働いている教職員の生の声も頂き、コロナ禍で普段にない仕事を行っているという実態も伺っております。

一方で、2 点目の御質問につきましては、職員の給与は地方公務員法の規定に基づき、社会一般の情勢に適応させなければならないという原則がございます。このため、人事委員会が民間の給与の状況等を調査して勧告するという制度になっております。今回、引下げという厳しい内容でございますが、人事委員会の勧告に基づき、改定を行うことが県民の理解を得るという観点からも最善の方法であり、このことは職員の納得も得られることになると考えております。

Q : 人事委員会の勧告に基づいて改定するということであるが、これに従わなくてもよいのではないか。民間では仕事を無くす人や給与が下がっている人がいる。このような経済が大変な状況の時に公務員も下げるのではなく、上げることによって、公務員が上がるのだから民間も上げようという流れで経済が回っていくのではないか。

また、教職員の生の声を聞いているということであるが、具体的にどのような生の声を聞いているのか。

(教職員課長)

A : まず、人事委員会勧告に基づいて改定することにつきましては、地方公務員法に給与決定の原則が規定されております。したがって、人事委員会の勧告制度に基づいて改定することが適当であると考えております。また、人事委員会勧告制度

は、労働基本権が制約されている中での代償措置となる制度でもございます。これらを踏まえまして、人事委員会の勧告を尊重して改定することが、県の基本的な立場であると考えておりますので、今回も人事委員会勧告に沿った改定をお願いしております。

また、職員団体との交渉の中で、具体的には消毒業務や検温業務など様々な業務を行っているという声を聞いております。

Q： 諸外国では、公務員にもスト権が認められている所もある。人事委員会の勧告に従うのでは、経済状況が下がれば公務員も下げることになり、さらに民間もそれに従うような状況が生まれてくると思う。今回、給料はそれほどの差がなかったため給料の改定は行わず、ボーナスを下げるということだが、地域経済を活性化させるという点ではどのように考えるか。

(教職員課長)

A： 地域経済との関わりという面はあるかもしれませんが、一方で法令に基づき、給与をはじめとして職員の勤務条件を決定していくことが原則であるため、人事委員会勧告を尊重しないということは、県民の理解を得られるものではないものと考えております。

○： 第124号議案、学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について反対の立場から討論を行う。条例提案の趣旨は、令和2年10月22日付けの埼玉県人事委員会の職員の期末手当についての勧告に基づき、学校職員の期末手当を改定するものである。内容は期末・勤勉手当の支給割合を年間4.5月分から0.05月分引き下げ、4.45月分にするというものである。この改定によって令和2年12月期の期末手当は1.3月分から1.25月分に引き下がる。また、令和3年度以降の期末手当は、それぞれ1.275月分とするものである。新型コロナウイルス感染拡大による経済状況が悪化する中で政府が行った自粛要請と不十分な補填によって引き下げられた民間労働者の賃金に合わせて、公務労働者の期末手当を引き下げるものであり、厳しい人員体制の中で、新型コロナウイルスや頻発する自然災害の中、学校現場で大変苦勞しながら子供たちの悩みに寄り添い、県民の命や暮らしを守るために奮闘している教職員に冷や水を浴びせるものである。よって本条例案は、教職員の生活給を保証せず、一方的に年収減を押し付けるものであり、反対する。(討論)

文教委員会質疑・質問事項

議事堂 5 階 第 8 委員会室
令和 2 年 1 2 月 1 4 日 (月)
1 0 : 0 0 開会 ~ 1 2 : 2 5 閉会
(休憩 1 0 : 5 7 ~ 1 1 : 0 2
1 2 : 0 3 ~ 1 2 : 0 8)

1. 議案

- 【第 1 5 6 号議案 指定管理者の指定について (埼玉県立長瀬げんきプラザ)】
- 【第 1 5 7 号議案 指定管理者の指定について (埼玉県立小川げんきプラザ)】
- 【第 1 5 8 号議案 指定管理者の指定について (埼玉県立神川げんきプラザ)】

Q : 6 点質問を行う。

1 点目、審査の在り方について、指定管理者の選定に当たり、審査のポイントとして、特に重視した項目と、その理由について教えてほしい。

2 点目、選定委員会では、どのような資料を用いて審査が行われたのか。具体的にどのようなやり取りがあったのか。選定理由については資料にも記載があるが、内容について伺う。

3 点目、げんきプラザは、長瀬や神川など、それぞれ異なる場所にある。審査委員は全て同じメンバーである。審査に当たり、神川の事が分かる、長瀬の事が分かる方が一人入るといことがないようだが、地域性については考慮されているのか。

4 点目、応募状況について、申請者数は、1 団体又は 2 団体である。申請者が少ない理由をどのように捉えているのか。

5 点目、神川げんきプラザについて、申請が 1 団体であったが、1 団体の申請でも候補者を選定できるのか。また、1 団体しか申請がなかった場合でも、一定の水準が担保できたと考えて選考しているのか。

6 点目、指定の経過について、今回の相手方は、前回と同じ相手なのか。同じであるならば、その団体の管理はいつから続いているのか。

(生涯学習推進課長)

A : 1 点目、審査のポイントとして特に重視した項目としたその理由について、審査につきましては、資料にございます審査基準に基づき、審査項目について、それぞれ採点を行ったところでございます。

いずれの項目も、公の社会教育施設を管理・運営する者として必要不可欠な観点であると考えておりますが、特に重視した項目は、自主事業の内容についてでございます。

これは、げんきプラザが、青少年の健全育成や生涯学習活動の振興を目的としており、単に施設を管理するというだけでなく、指定管理者による教育事業の実施を担保するためでございます。

2 点目、選定委員会においてどのような資料を用いているのか、また具体的なやり取りについてでございますが、選定委員会では、法人の過去 3 年間の決算報告書や次期指定期間における施設管理の体制や主催する事業などを記載した事業計画書などにより審査を行ったところでございます。

具体的なやり取りでございますが、例えば「げんきプラザの現状と課題をどのように捉えているか」との質問があり、これに対して、「施設の認知度に課題がある」

や「学びたい人が、学びたいときに学べるようにしなければならない」などのやり取りがございました。

また、神川げんきプラザにおいては、候補者が共同体であることから、「リスク分担を含めた負担関係はどうする予定か」との質問があり、「両団体により協定を定め、事業比率で割合を決める」とのやり取りがございました。

3点目、げんきプラザの地域性について、委員お話のとおり、げんきプラザは設置場所が異なっておりますので、設備や体験できるプログラムも様々でございます。こういった地域性を考慮するため、審査項目の自主事業の下位項目に、げんきプラザの特色を生かした提案がなされているか、こういった内容であるのかについて審査する項目を設けております。県といたしましては、施設の特色や地域の資源について、十分に把握をした管理者によりげんきプラザの運営がなされるよう、審査項目にこれを含めることで、地域性を考慮しているところでございます。

4点目、申請者数が1団体または2団体となっていることについてどのように捉えているかについて、げんきプラザにつきましては、単に施設を管理するというだけでなく、施設の設置目的を達成するための教育事業を実施することを求めているところでございます。このような施設の性格から、誰でも手掛けられるという施設ではないため、申請者が少ないという状況になっているのではないかと考えております。

5点目、一定の水準が担保されているのかについて、候補者の選定に当たっては、複数の申請を要件としておりませんので、1団体の申請であっても、当該団体が指定管理者の指定を受けるのに十分であると判断された場合は、候補者に選定可能でございます。

指定管理者候補者として必要な最低基準につきましては、満点の6割の点数を獲得することを選定基準としており、一定の水準は保たれているものと認識しております。

6点目、現在の管理者とその期間についてですが、長瀬と小川の2所については、現在の指定管理者が、引き続き候補者となっております。神川につきましては、現在、東急コミュニティーが単独で管理を行っておりますが、新たな候補者は、神川フィールドパートナーズという東急コミュニティーと国際自然大学校との共同体が候補者となっております。

指定管理者に変更のない長瀬と小川についてですが、長瀬げんきプラザにつきましては、現在の指定管理者が、平成28年度からであり、今回指定となれば2期目ということとなります。小川げんきプラザにつきましては、現在の指定管理者が、平成23年度からでございますので、今回指定となれば3期目ということになります。

Q： 3点目、審査の在り方について、審査員が全て同じメンバーで審査を行っているということであるが、地域性を考慮したメンバー選定は行われていなかったのかということについて、再度伺う。

(生涯学習推進課長)

A： 県といたしましては、施設の特色や地域の資源につきましては、十分に把握した管理者により運営が行われるよう、審査項目に含めることで地域性を考慮していると考えております。

また、今後、基本協定を締結する際に、それぞれの地域性を生かした事業を展開するようお願いすることで、地域性については担保していきたいと考えているため、委員につきましては、3所同じメンバーで審査を行ったところでございます。

Q： 選定委員会のメンバーについて、どうしてこのような方々が選定委員を務めているのか、最後に伺う。

(生涯学習推進課長)

A： 選定委員につきましては、青少年教育に関する業務に専門的知識を有する者や経営に専門的知識を有する者などの外部委員、直営のげんきプラザの所長や局内部の職員などとしております。また、利用者の立場からは、利用団体であるボーイスカウトの理事長から審査をしていただいているところでございます。

Q： はじめに、第156号議案の長瀬げんきプラザについて伺う。資料記載の審査項目「効果的な自主事業」のところで、団体Aと大きな差が付いている。事業の目的や教育効果を明確にした自主事業を計画しているとのことだが、どのような点が評価されたのか、具体的に示してほしい。次に参考として記載してある、県の委託料について、500万円ほど増加しているが、この理由は何であるか。

次に、第158号の神川げんきプラザについて伺う。委員から、応募団体についての質問があったが、こちらの議案については1団体からしか応募がなかったようだが、事前の資料請求であるとか、問合せ等はあったのか。また、関連して応募団体を増やす努力を行ったのかどうかについて伺う。

(生涯学習推進課長)

A： まず、長瀬げんきプラザの候補者のサンアメニティから具体的にどのような提案があったのかについてですが、例えば、自然体験と川遊びを通じて環境教育を行うという目的で、川に親しむスポーツ事業を実施するであるとか、無形文化遺産の体験という目的で、周辺の観光資源を生かした秩父夜祭りや屋台ばやし体験などの提案がなされたところでございます。

委託料につきましては、現在が1期目で、次回が2期目ということになりますが、施設管理について本社からの応援をきちんと行い、もう少ししっかりとした施設管理が行いたいという提案があり、選定委員会において了承されたところでございます。

神川げんきプラザについてでございますが、現場説明会を行ったところ、4団体の参加をしていただきました。興味を持っていただいた会社は複数ありましたが、結局は1団体からの申請ということになりました。応募に至らなかった理由について聞いたところ、施設が古いことや広大であること、現在の管理者が相当にしっかり運営しているので指定を受けるのが難しそうであるということが理由のようです。

応募団体を増やすことについてですが、質問の募集期間について、これまで3週間程度であったものを、1か月半に延長したことにより応募しやすい環境にしたところでございます。加えて、近隣の類似施設を管理する団体などに対し、都合5社ほど職員が訪問などし説明いたしました。

Q： 委員から質問のあった点についての確認ともう1点質問する。

地域性についてが、審査項目で配慮しているという話であったが、資料中にその記載が見当たらないので、説明をしていただきたい。また、委員は机上で審査を行い、現場に出向くということはないのか。

(生涯学習推進課長)

A： 効果的な自主事業を実施できるかという審査項目の下位項目に、げんきプラザの特色を生かした提案という審査項目がございまして、これについても審査項目の一つとなっております。

現場審査についてですが、利用者団体であるとか、県の職員については現場をよく知っておりますので、特に日程を決めて現場審査を行っていることはありません。

Q： 施設の特徴を生かした提案を地域性と捉えているようだが、具体的な審査項目として記載すべきと考えるがいかがか。

(生涯学習推進課長)

A： その地域で運営を行うため、地域性については重要なものであると認識しております。

現在、神川げんきプラザについては、地域の方々を巻き込んだお祭りを実施したり、また、ターゲットバードゴルフについては、地域の方々が利用しやすい環境を整備したりしております。長瀬については、地域の観光協会と連携したり、小川については、小川町と不登校の生徒に対する支援について連携を行っておりますので、基本協定を締結する時に、地域との連携についてもお願いをしているところでございます。

Q： 第156号議案において、委員から質問があったことであるが、指定管理業務に係る県の委託料が、500万円以上増額になっていることについて、施設管理をしっかりと実施していきたいということで本社の支援を充実していきたいということのようだが、内容について理解できないので、もう少し詳細について伺いたい。大きな額になるので、説明していただきたい。

3議案に係る質問になるが、申請団体数が少ないというのが課題であると思う。そういった中で、団体にヒアリングを行ったりだとか、あるいは募集期間を長くしたりだとか、努力をしている点は評価したいのだが、募集の周知が足りていないということであれば、期間を長くするということが良いと思う。神川については施設が広大であるという説明もあった。申請者が少ないことについてどう分析し、これに対する打ち手を今後どうしていくのか。特殊な施設なので、そもそも担ってくれる団体が少ないと説明をもらっているが、指定管理者を導入した過去からそういった事情があったのかどうか確認させてほしい。

(生涯学習推進課長)

A： 500万円の増額についてでございますが、全て本社からの支援費用ではなく、現場職員の人件費の増加や消費税の増税なども含まれております。

本社の支援につきましては、年に4回のモニタリングにおいて、施設の管理状況や事業の実施状況について確認しておりますが、速やかに対応すべき施設管理について遅れてしまったりだとか、現状では詳細にわたる点検が行き届きにくいという事情もあり、指定管理者としても、人の命を預かる施設であるということから、しっかりと管理していきたい、本社から施設管理に係る専門家を派遣ししっかりと対応していきたいとのことでございました。

公募につきましては、げんきプラザにつきましては、単なる施設の管理業務ということだけではなく、社会教育施設として設置目的にあった業務を実施できることが求められるということで、例えば社会教育主事や自然体験活動の資格を持つ者が所内にいることが望ましいとしているため、応募者数が少ないという状況がございます。

過去の応募状況についてでございますが、長瀬と神川については、当初指定期間では3者、小川については2者の応募がございました。来年度、指定管理者が変更になります名栗につきましては、当初6者応募がありましたが、いずれの施設も管理が難しいということに加え、現在の指定管理者がしっかりとした事業を行っているため、二の足を踏まれているものと考えております。

Q： 加須のげんきプラザに尋ねたことがあるが、老朽化の問題は大変な課題だという印象を持っている。そうした中で、三つの議案であるが、先ほどから、管理を充実

していくために委託料が増加するという話があるが、小川のみ下がっている。わずかな額であるが、オーエンス・アイルグループについては継続的に管理を行っているということであり、ノウハウを積み上げてより良く運営をしていこうという考えがありながら、委託料が縮減できているということである。委託料が適切かどうかについては、審査項目にあるが、事業としてしっかりと展開している上に、委託料の縮減を図られていることについて、評価の対象とはならないのか。民間であれば絶対に評価の対象となると思う。こういった工夫があるかを我々も知りたいと思うし、共有した方が、応募する業者が少なくても仕方がないという話でなくなると思うがいかがか。

(生涯学習推進課長)

A : 小川げんきプラザにおいても消費税の増額や人件費の増額についても見込んでいるところであり、また、施設管理の節約も踏まえられているところでございます。一番大きいのは、工事を予定しており、この期間を見越して、提案してくださいとお願いをしたので、5年間で委託料が増えている中でも平均すると金額が落ちているということでございます。

節約の評価については、全ての申請者について、同じレベルで審査をしなければならぬということがあり、公平性を担保しながら審査を行っているところでございます。

Q : 例えば、工事期間があるという話は、事前に分かっている話であり、それを伝えてもらえないと今のような質問になる。我々が分かれば、さもありませんという話になる。要はこういう資料を提示する時に、今のような特別な要件について示さずに、額だけ横並び一線の報告をされるということは誤解を生む。ここは工夫をしないといけないことだと思ふ。後の方の説明は理解できなかった。もう一回説明してほしい。

(生涯学習推進課長)

A : 事業の節約や努力については、会社の頑張りによるものであるため、今後も節約に努めるということであれば、審査において提案がなされるものと思われる。現在の指定期間に行っていたことを評価するというのは適当でないと思ふが、これから工夫していくことでの提案であれば、評価の対象になる。

また、資料については、説明不足で大変申し訳ありません。おわびいたします。

Q : おわびではなく、期間について既に分かっているのであれば、今説明してくださいということである。

(生涯学習推進課長)

A : 令和4年10月から翌年3月末までの6か月間の休所を仮定した提案とさせていただきます。これにつきましては、できる限り事業に影響の出ない冬季を考えているところでございます。

Q : まず、全体的なことであるが、県立の公の施設としての役割、生涯学習施設としての役割、また、地域への貢献ということで、不登校の生徒に施設に来ていただいているという小川げんきプラザの話があったが、社会教育主事がきちんと配置されているということが望ましいと思ふ。社会教育主事がそれぞれの施設でどのような配置になっているかについてが1点目である。

2点目としては、神川げんきプラザの職員の増員という提案であるが、これができた時には、地域から歓迎されて地元との交流が図られるものと思われる。地元への貢献について、県立施設ということできちんと県が関わっていくべきと思ふ

が、指定管理者が運営する中で、社会教育主事が担っていかなければならない点は大きいと思う。

(生涯学習推進課長)

A： 長瀬げんきプラザにつきましては社会教育主事の資格を持つ者が3名、自然体験活動の指導者資格を持つ者が6名、小川げんきプラザについては社会教育主事が3名、神川げんきプラザについては社会教育主事が1名、自然体験活動の指導者資格を持つ者が3名という状況でございます。今申し上げました人数には、社会教育主事を持っていてかつ自然体験活動の指導資格を持つという重複がありますことを申し添えます。

地元への配慮についてでございますが、長瀬げんきプラザが第1期においては、地元の企業が中心となった団体が管理を行っておりましたが、施設管理がなかなか難しいということもあり、地元からの応募というのは難しい状況でございます。地元への貢献ということでは、先般の台風の際は、避難所として開放し、地元の方に利用していただくこともございました。地元への貢献についてはしっかりと考えていきたいと思っております。

Q： 社会教育主事を今後増やしていくという話が答弁になかった。社会教育主事が3人の所と1人の所があるが、この点について県としてはどのように考えているのか。指定管理者との打合せの中では、どのように連携しているのかについて教えていただきたい。

(生涯学習推進課長)

A： 社会教育主事についてでございますが、少なくとも1人は配置が必要であると考えております。その者が他の職員にも指導するということが適切であると考えております。ただし、社会教育主事の資格を持っていないと応募ができないということではないことを御理解いただきたいと存じます。

神川げんきプラザの職員の増員についてでございますが、現在は東急コミュニティーが単独で管理をしております。今後は国際自然大学校と一緒に管理を行っていくということで、国際自然大学校からの職員派遣が増えるということで増員となっております。

Q： 長瀬と小川の社会教育主事は3名である。基本的には神川も3名にしていこうという考えはあるのか。社会教育、生涯学習施設ということ踏まえると社会教育主事という存在が大きいと思う。県立施設で、かつては直営であったわけなので、専門職の配置を行っていくべきと考えるが、いかがか。

(生涯学習推進課長)

A： 社会教育主事やNEALインストラクターという自然体験の指導資格を持つ者がいることが望ましいと考えており、社会教育主事が少なくとも1人は配置してほしいというところはございます。

神川げんきプラザにつきましては、アドベンチャー教育という特殊な教育プログラムがあり、こちらにも力を入れているということや、長瀬や小川に比べてグラウンドが広大で、その管理に人数を割かなければならないという理由もございまして、社会教育主事の増員について、現時点で県から求めていることということにはございません。

Q： 第158号議案の神川についてであるが、資料に自然体験活動の専門家による学習支援や、様々な事故に合わせた対応マニュアルの整備などの提案がなされており、快適で安心な施設運営が期待できるとある。また、イにおいては、これまでの

体制から、事業担当の職員を増員することで、組織体制の充実を予定しているとある。これについて、社会教育主事が増員されるのか。

(生涯学習推進課長)

A： 職員の増員につきましては、国際自然大学校からの増員ということでございますが、国際自然大学校からも全般的な支援体制は整えるということで、事業の充実になお一層取り組んでいくということでございます。

Q： 選定理由に、事業担当の職員を増員するとあるわけで、社会教育主事の増員も含めて増員のお願いをすることはできると思うがいかがか。

(生涯学習推進課長)

A： 職員の増員につきましては、国際自然大学校からの増員ということでございますが、社会教育主事などの資格を持った者を増員するよう、今後調整していくつもりでございます。

2. 請願

【議請第6号 2020年度ゆきとどいた教育をすすめるための請願】

- ： 議請第6号について、趣旨採択を求める動議を提出する。
請願事項にある、少人数学級を進めることや、教職員の多忙化解消のためにも教職員の増員について賛成する。しかし、教材費、給食費などの学校納付金の無償化や、給付型奨学金を独自に創設することなどの請願事項については、埼玉県財政状況が厳しいことを鑑みると現実的ではないと考える。
よって、請願者のゆきとどいた教育をすすめたいという思いをくんで趣旨採択を主張する。(動議)
- ： 趣旨採択を行うことについて採決を行う。
趣旨採択を行うことについて賛成する委員の起立を求める。
起立少数である。よって、本動議は否決とする。
- ： 議請第6号「2020年度ゆきとどいた教育をすすめるための請願」に対し、不採択を求める立場から発言する。
まず、第1項の教育予算については、厳しい財政状況の中ではあるが、執行部において、様々な教育課題のため、必要な教育予算の確保に努めていると認められる。
次に、第2項及び第3項については、国の教職員定数改善を活用し、増員を図ってきたことが認められる。
第4項の教育費の保護者負担の軽減については、市町村においては、就学援助制度を実施するなど適切に取り組んでおり、県においても、高等学校等奨学金制度や奨学のための給付金制度を実施するなど、必要な措置を講じていると認められる。
第5項の障害児学校の教室不足の解消については、令和3年度の開校を目指し、戸田かけはし高等特別支援学校及び越谷西特別支援学校松伏分校の整備を、また、令和4年度を目指し、上尾南高校内などに設置する分校3校の整備及び大宮北特別支援学校における校舎の増築を、さらに、令和5年度開校を目指し、旧岩槻特別支援学校の施設を活用し、(仮称)県東部地域特別支援学校の整備を進めているなど、必要な措置を講じていると認められる。
以上、本請願の各項に対し、いずれも適切な対応が既に実施されていることから、議請第6号については、不採択とすることが適当であると考えます。

なお、生活困窮世帯の子供たちへの教育や特別支援学校の過密対策など、それぞれ重要な教育課題であると考えられるため、執行部においては、引き続き必要な措置を講ずるよう申し添える。

- ： 議請第6号「2020年度ゆきとどいた教育をすすめるための請願」の採択を求めて意見を申し上げる。

請願理由にもあるように、厳しい財政状況の中でも県単独措置として小・中学校における国基準かつ埼玉県基準以上の少人数学級実施の都道府県は、42以上に上る。

新型コロナウイルスから子供たちの命と健康を守ること、学習権を保障することはこれまで以上に重要となった。教室内の密を避けるために少人数学級による授業などが必要である。ソーシャルディスタンス、社会的距離を確保するためには20人以下学級を展望した少人数学級が求められている。

全国知事会、全国市長会、全国町村会の地方3団体は、7月3日、文部科学大臣に少人数学級を求める緊急提言を提出した。ゆきとどいた教育をすすめるために、教育予算を大幅に増額し、子供と向き合える時間を確保するため、教職員を増員することを求める。以上の理由から、採択を求めて意見とする。

- ： 議請第6号について採決を行う。

議請第6号について採択すべきものとすることに賛成の委員の起立を求める。起立少数である。よって、本請願については、不採択とすべきものと決定する。

3. 行政報告

【教育委員会における障害者雇用の推進について】

- Q： 暫定とはいえ、法定雇用率が達成されて良かったと思う。その上で伺う。

まず、教育職員と事務職員とで内訳のパーセントが書いてあるが、身体、知的、精神、それぞれ障害の種別に分けた場合の人数について伺う。

次に、会計年度任用職員の仕事の内容として、事務補助、環境整備補助、清掃業務が記載されているが、事務補助、環境整備補助は具体的にどのような仕事を行うのか。

次に、清掃業務は図書館だけ行うのか。学校は生徒が掃除を行うから、余り仕事はないのか。

次に、車椅子の方や、身体に支障のある方が学校で働こうと思った場合には、バリアフリー化が行われていなければ働けない。学校のバリアフリー化が公共施設の中で最も遅れている。バリアフリー化は、特別支援学校では行われていると思うが、それ以外の普通の学校ではどのような状況なのか。例えば、エレベーターの設置されている学校があるのかどうか。エレベーターがなければ、車いすの方が2階、3階で仕事をするのは難しい。

また、トイレも必要だし、その人が必要とする設備がなければ、能力のある車椅子の教員がいたとしてもそこには赴任できないことになる。移動に支障のない学校はどのくらいあるのか。

それから、定期的に行われている大規模改修工事の中にエレベーターの設置工事が含まれているのか。

また、資料の中に、国への要望として、施設改修等に係る財政措置とあるが、国で特別な予算措置を行うような動向があるのか伺いたい。

最後に、普段、子供たちも障害のある方と接する機会が少なかったり、人によっ

てはなかったりすると思う。せっかく障害のある方が働かれるということであれば、教育的効果を生かす取組を考えてもいいと思うがどのように考えているか。

(総務課長)

A： まず、障害種別の内訳でございますが、12月1日現在の雇用状況に基づいて申し上げます。教育職員は、身体障害の方が192名で全体の88.9パーセント。精神障害の方が24名で11.1パーセント。教育職員以外は、身体障害の方が190名で48.8パーセント。知的障害の方が50名で12.9パーセント。精神障害の方が149名で38.3パーセント。

今、申し上げたのは、会計年度任用職員と本採用を合わせた数字でございます。

次に、業務内容についてですが、事務補助は、大別すると二つに分かれております。例えば、学校の事務室で行う事務補助は、大量に届いた郵便物の仕分や開封、最寄りの銀行、金融機関へ行く用務を手伝っていただくなど、元々、事務室が行っている業務を補助的に支えていただくものでございます。もう一つの事務補助は、いわゆるスクールサポートスタッフ的な役割で、教員の業務補助として、プリントの印刷、配布等を行っていただくものでございます。

環境整備については、県立学校で申し上げますと、従来、業務主事が行っていた業務で、落ち葉を掃いて回収して処分したり、雑草を取り除くなど日常的に支えていただくものでございます。

次に、清掃業務ですが、御説明の中で、図書館等という言い方をさせていただきましたが、具体的には、県立の総合教育センターですとか、県立学校も一部清掃を行っております。基本的には、学校は、生徒が清掃を行うのがメインでございますが、元々、業者委託で清掃を行っていた学校がいくつかございます。そういった所を、業者委託から直営に戻して、直営の部分で、障害者を雇用させていただいている状況でございます。

最後に、教育的効果を生かす取組についてですが、今年度これまで事業を進めていく中で、現場の校長からスクールサポートスタッフや事務補助として雇用している障害者の方に、子供たちが自然と話し掛けられるようになった。若しくは、荷物を運んでいる様子を見て、子供たちが手伝うようになったという話も聞いております。子供たちだけでなく、私たち大人もどう接すればよいかという経験値が無い中で、そういったところが副次的な成果として表れております。現時点で、具体的にそういったものをこう生かして教育活動に取り組んでいこう、というビジョンはありませんが、特に学校教育という場面では、子供たちにとっては貴重な経験だと考えていますので、今後、具体の教育活動に何らかの形でフィードバックできるよう検討させていただければと思っております。

(財務課長)

A： 県立高校のバリアフリー化は、基本的には大規模改修や中間的な改修の中で整備を進めています。特別支援学校につきましては、バリアフリー化の整備は完了しております。

県立高校については、例えば、入口スロープが95.0パーセント、多機能トイレを含む身障者用トイレが93.5パーセント、エレベーターは、26.6パーセントの高校で設置済みですが、普通教室棟での移動に利用できるエレベーターの設置は20.9パーセントになります。

これらの数字は、主に生徒の移動に関する数字になりますので、すぐに教員の方が利用できる数字ということではございません。その他の項目については、全て整備が完了しております。

エレベーターの設置が大規模改修の中に含まれているかについてでございますが、エレベーターの設置は、校舎の増築を伴うような大きな工事になります。その際、建築基準法の関係で既存建物の他の所を併せて修繕しなければならないことな

どもありますので、大規模改修工事とは別に個別にどのような状況なのかを調べた上で、今後更に計画的に整備を進めてまいりたいと考えております。

国からの施設改修等に係る財政措置ですが、バリアフリーの整備に関して支援がございました。

国からは、今後、小・中学校において財政的な支援の充実を図っていくという考えがあるということは伺っています。詳細等が把握できましたら、市町村へ情報を提供してまいります。

Q： 法定雇用率を達成したとのことで、私からも評価したいと思う。教員の採用とバリアフリー化の関係について、もう少し聞かせていただきたい。今年の本採用教職員は、障害者特別選考で16名採用されているが、この中で車椅子の方は何人くらいいるのか。

また、特別選考があるが、志望者がいなければいくら準備してもだめだと思う。先ほどの話だと、生徒の観点から、県立学校の2割くらいがバリアフリー化されているということだが、もっとバリアフリー化が進めば、能力のある車椅子の先生などを雇うことができると思う。障害のある教員が限られているためにこのような数字になっているのか、その辺りの関係性について伺う。

(総務課長)

A： まず、今年度の本採用教員の中で車椅子を利用している者は、0人でございます。次に、バリアフリー化と障害のある教員の採用の関係についてですが、私どもの認識とすれば、数字を見る限り、障害のある方で教員免許を所持している者の絶対数が非常に少ない、というのが私どもの認識でございます。例示を申し上げますと、平成31年3月に大学等を卒業した学生のうち、教員免許を取得したのは、全国10万144名の中で、障害者手帳を所持している方が179名。割合にすると、0.18パーセントということで、近年少しずつ、障害のある方で教員免許を新たに取得する方が増えておりますが、絶対数とすればまだまだ少ない状況でございます。埼玉県での採用の状況は、自治体別でみると、ここ数年、東京、大阪に次いで、全国第3位という人数規模で採用を進めている中で、この数字となっているので、バリアフリー化を加速させれば、すぐに採用数が増やせるという状況とは少し違うという認識でございます。

Q： 資料を見ると、教育職員の採用が、半年前の6月が1.09パーセント、12月1日現在が1.08パーセントと若干下がっている。そうはいても、前年度比で4人増えているということで、教員の分母が増えていることによってパーセントが下がっていると理解するが、全体的に2.4パーセントを達成しているので、もちろん事務職員が増えていることは良いことだと思う。しかし、これから法定雇用率自体が上がっていくものと推察する中で、障害を持つ教職員を採用することに対する、具体的な取組、前向きな取組が当然必要になってくると思う。ホームページ等で障害を持つ教員の活躍ぶりが公開されている事例もあるが、先ほど申し上げたとおり、今後のことも踏まえて、もう1歩、2歩踏み込んだ対応があってもいいのかなと思うが、今後の対応についての考え方について伺う。

もう1点、令和2年度の主な取組の(2)に記載されている障害者本人への支援ということで、支援員の採用とあるが、何人くらい採用されているか、前年度から増減しているのか伺う。また、障害者本人への支援の中で、支援員を雇うことの意義、効果について伺う。

(総務課長)

A： まず、今後、法定雇用率が更に上がっていく中で、どのような取組を進めていくのかについてお答えいたします。障害者雇用については、本来であれば、本採用の

教職員をできるだけ採用することで、法定雇用率達成に向けた数字を上げていくべきものだと考えております。一方で、先ほど申し上げたように、現実に教員免許状を持つ方の絶対数が少ない中で、どうしていくのかについて、一つは、今現在10数名の採用を少しでも増やしていくことだと考えております。本採用の場合、一度雇用すれば、定年まで在職していただければ、数字がどんどん積み上がっていきま。単年度だけの数字ではないというところで、まずはその努力を怠らないことだと考えております。

障害のある職員の正規採用を少しでも進めていくためには、矛盾しているかもしれませんが、やはり実績を上げること、埼玉県では、障害のある職員も本採用職員として、しっかり働ける環境整備にも努力しているという姿を見せることではないかと考えております。一方で、短期的には、本採用だけでは賄えない部分は、今も行っている会計年度等の職員の雇用というスタイルも活用して、法定雇用率をしっかりと達成していくというのが基本的な考え方でございます。会計年度任用職員の予算を認めていただいて、ただ雇って法定雇用率を達成すればよいということでは、決してないと考えております。

次に、支援員についてですが、今年度、12月1日現在で47名の支援員を配置しております。具体的に支援員が行うことは、基本的には、雇用している会計年度任用職員の作業に対してのチェックであったり、必要に応じて指示、場合によっては、少しだけ一緒にやって見せるということも行っております。具体的に申し上げますと、障害の種類や程度にもよりますが、ペーパーで業務工程を示しただけでは理解ができない方も少なからずいらっしゃいます。また、一度できるようになっても、極端なことを言えば、翌日になると、あやふやになってしまうこともある。そういったところを逐一、管理をするのが、支援員の主な役割でございます。後は、職場内での、障害のある方同士の間関係の構築のバックアップも支援員にお願いしているところでございます。昨年度は、令和2年1月に40名を雇用していたというデータはございますが、同時期のデータがございませんので、御容赦いただければと思います。障害者本人の雇用が増えているだけに、支援員も昨年度より増えていることは、間違いございません。

Q： 障害者教員の採用ということで、それを積み重ねていくことが大事だと答弁があったが、確かに積み重ねることによって、教壇に立つ障害のある教員の姿を見て、障害を持つ生徒が、教員を目指す動機付けにもなると思う。それは分かるが、そもそも採用を増やすための具体的な取組をホームページ、ないしは、それ以外でももう少し踏み込んでお答えいただきたい。また、支援員の採用について、基準はあるのか。

(総務課長)

A： まず、具体的に何をしているのか、何をやるのかについてでございます。資料にありますように、ホームページに、活躍の様子や本人のコメントを記載させていただくほかに、教員採用を担当している教職員採用課において、教員養成を行っている大学に、毎年度、翌年度の教員採用についての説明に回っております。その説明の際に、ここ数年、障害のある方の採用について、特出しで大学の方に説明をして、ぜひ埼玉県の教員試験を受けてもらえるよう、話をさせていただきたいと案内申し上げております。地味な活動ではありますが、正直、必殺技的な取組がございませんので、地道な活動を続けているところでございます。

次に、支援員の資格等についてですが、今現在雇用している支援員については、特段資格要件を設けてはございません。ただ、実際に、応募していただいている方のキャリアを見ると、障害者の方と接点がある施設で働いたり、障害者の方と接点はありませんが、元教員で他人に何かを教える仕事をしていた方も相当数含まれている状況でございます。

Q： 支援員について、資格はいらぬということだが、今までに障害のある方と接した経験がなくても支援員として雇っていただくことは可能か。

(総務課長)

A： 採用に当たって面接を行い、人柄等を見て、この方であれば安心だということであれば、キャリアを問わず雇用しているところでございます。

Q： 非常に努力を積み重ねているなど、先ほどから話が出ているが、水増し問題の時には私もドキドキした。そうした中で、会計年度任用職員の数が318人とのことだが、会計年度任用職員は単年度の雇用職員である。この方たちの継続もしていかないと、雇用率そのものの維持、上昇はできないと思う。地元でも相談を頂いて、3年継続すると期間を空けてください、というような話を耳にしたこともある。どのような状況になっているか説明いただきたい。

(総務課長)

A： 会計年度任用職員の採用の取扱いについては、教育局内、これは障害者雇用に限らず要綱を定めておまして、会計年度任用職員の募集は原則公募とするものとなっております。ただし、委員御質問のあった部分かと思っておりますが、一度会計年度任用職員として任用された方については、任用された期間の勤務実績によって、2回まで公募によらず再度の任用が可能となっております。仮に初年度一年間の期間で任用された方に対して言えば、最長で3年間まで任用ができます。3年を経過しますと、また最初の公募に戻さなくてははいけません。その方が任用できないということではなく、公平性をより広く担保するために公募に戻す、という仕組みになっております。

Q： 公募に戻すということは、1年間休むという話ではないということか。

(総務課長)

A： 採用の仕方の話ですので、公募した結果、その方がベストであるという選考結果になれば、改めて二度目の採用になるということでございます。

Q： 1点目、障害者雇用率が、なんとか令和2年12月1日現在で2.41パーセントと、いうことで、0.01パーセント上回ったということだが、また令和3年には0.1パーセント上がる予定とも聞いている。達成しているからいいのではなく、障害者もいて健常者もいるという、これが普通の集団である。そういった点から、障害者雇用率がなぜ決められているかという、これが普通の集団である。そういった点から、障害者雇用率がなぜ決められているかという、教育現場でなくても障害者を雇うことによって、職場全体が民主的に障害者のことも考えられるようになっていくということがあると思う。障害があったり、仕事が遅かったりという方を排除して、一部の優秀な人だけ、というような、それ自体がおかしいので、社会全体がいろいろな方がいるわけであるから、それぞれの個性を生かした形で支援援助していく。今後雇用率が上がるという点では、どのように考えて、どういう方針で、もっと高く雇用していこうとしているのか。

2点目、全国的に障害者の雇用率の高い県というのがあれば、どういう県なのか。そこではどういう取組を実施しているのか、把握していただきたいと思います。

(総務課長)

A： まず、今後、法定雇用率が上昇する中でどう取り組んでいくのか、ということですが、委員御質問のとおり、年が明けた3月1日には、現在の法定雇用率2.4パーセントが2.5パーセントに引上げになるということは、既に決定しております。私共とすれば、先ほども申し上げましたが、本来的にはできるだけ本採用の職員の

雇用を増やすというのが、言い方が適切ではないかもしれませんが、本来のあるべき姿であると思っております。そこはいつでも見据えて業務に取り組んでいきたいと考えております。ただ、短期的、中期的には、思いだけでは法定雇用率を達成できないところもございます。今回2.4パーセントから2.5パーセントに0.1パーセント引き上がるという影響が、人数換算すると30人ぐらい、職員増をしなければならないだろうと予想しております。そういった雇用が進められるよう、必要な予算措置をお願いするような、まさに今、次年度の予算編成等で工夫をしているところがございます。いずれにいたしましても、本採用を少しでも多く確保するという話と、一方で、それが難しいからといって法定雇用率を達成できなくていいという話ではなく、バランスを図りながら取り組んでまいりたいと考えております。

次に、全国状況ですが、令和元年6月1日の段階で、都道府県の教育委員会で法定雇用率を達成していた自治体が、全国で六つございます。具体的には、岩手、宮城、茨城、島根、岡山、高知の各県でございます。2年前からこういった、いわゆる法定雇用率を達成しているところに対して問合せをしているところですが、正直なところ、なかなか手の内をお示しいただけない、各自治体いろいろな工夫をしていらっしゃるとう理解しております。おしなべて言うと、教員数等が少ない自治体なのではないか、それが一つ法定雇用率を達成している要因になっているかなと理解しております。今後も他県の取組も見習うべきところは見習って、しっかりと障害者の雇用を推進していきたいと考えております。

Q： 教員の採用で、妊娠の先生が変わるとか、いろいろな形で休職したりとか、精神を病んだりとか、教育長も本会議で我が党の議員の質問で、99人足りていないと。これから増やしていきたいということであったが、きちんと足りないところには教員の数を増やしていくということと併せて、法定雇用率が引上げになり、障害者の採用者数が30人は増えるのであって、相当な努力が必要だと思う。この点について決意も含めて伺う。

(総務課長)

A： 冒頭のお話は一般質問での未配置・未補充のことかと思えます。直接障害者の雇用とリンクするところではないですが、本採用、臨時的任用、いろいろな任用形態がある中で、障害があるからといって、それがデメリットに作用するようなことがあってはなりませんし、逆に積極的に任用・雇用していくべきであると考えております。

4. 所管事務調査

【いじめ問題の初期対応について】

Q： いじめ問題の初期対応について、教育委員会と学校現場における連絡体制等を確認するため、所管事務調査を行いたい。

今12月定例会において、議員が「いじめ問題」について取り上げ、一般質問を行った。県立高校におけるいじめについて、学校側の対応を指摘したところである。いじめは卑劣な行為であり、断じて許すことはできないものであり、いじめの兆候が見られた段階で早めに対応するのは、非常に大切であると考えている。

議員の一般質問に対して、教育長の答弁の中で「被害生徒が転学を申し出た際の教員の聞き取りが不十分であったこと」や「生徒がいじめを訴えた以降の学校の初期対応に遅れが生じた」とあったが、その具体的内容について伺う。

(生徒指導課長)

A： 保護者からいじめの訴えがあった後、いじめ防止対策推進法に基づき行うべき対応がなされていなかったものと受け止めております。具体的には、いじめの事実の確認、また、関係者からの聴き取りなどの調査を十分に行うことができていなかったこと、それから、学校の校内委員会において情報共有がなされていないことなど、法に基づき行うべき組織的な対応が遅れてしまったと受け止めております。

これは、学校全体として、いじめ防止対策推進法に基づいた対応の徹底ができておらず、また、生徒たちへの組織的な対応に課題があったものと認識しております。これらの課題を踏まえ再発防止に努めてまいります。

Q： 初期の対応に努めていくとのことだったが、いじめを受けたとされる生徒と保護者が、担任に転学を申し出た段階では、いじめを理由に転学をしたいということではなかったと聞いている。どのような転学の申し出だったのか。

(生徒指導課長)

A： 委員御指摘のとおり、当初転学を申し出た際には、いじめの話はなかったと聞いております。一方、いじめの早期発見の視点のみならず、生徒が転学という大きな進路選択をする際に、丁寧に生徒に寄り添うという生徒指導上の視点から、もう少し踏み込んだ聞き取りが行われても良かったのではないかと考えております。

Q： 転学届を出した後に初めて、いじめを理由に転学をすると、生徒・保護者から担任に伝えられたと聞いている。初期の対応という意味で、転学は生徒の将来に関わる重要な問題であることから、しっかりと生徒に寄り添った対応をしていただきたい。それは、教育委員会から学校にしっかりと指導を徹底していただきたいと思う。

先ほどの答弁で、再発防止に努めるとのことだったが、教育長の一般質問に対する答弁の中で、再発防止策として、「いじめ防止対策推進法」に基づくいじめの定義や学校の対応について引き続き指導していくとあった。法律に則ってしっかりと対応していくということだと思う。もちろん、こうした法律を教育現場に照らし合わせて、守っていくことは大切だと思う。

一方、先の教育長の答弁に、課題があった事例の対応方法をまとめた資料を作成し、周知するとあった。こうした取組は、教育現場の実態を認識・理解するという意味において、必要なことだと非常に評価しているが、資料を配布し周知するだけで終わらせないようにするために、実効性を持たせること、定着させることが重要だと思うが、もう一歩踏み込んだ工夫について伺う。

(生徒指導課長)

A： これまでに県立学校で発生したいじめ重大事態の調査結果などの中から、いじめ発生後の学校の対応経過と問題点、また、望ましい対応方法、その後の学校の具体的な改善事例などを資料にまとめ、周知していきたいと考えております。

委員お話のとおり、周知するのみで定着するとは考えておらず、校長や教頭など管理職を集めた会議や研修会、生徒指導を担当する教員を集めた研究協議会、教員の初任者研修や5年目10年目などの年次研修の場、中堅教員の研修、また、各学校で実施している校内研修など、あらゆる場面で、講義に活用したり、グループワークの題材にするなど、学校の対応がきちんと定着するよう効果的な活用を促してまいります。

○： よろしくお願ひしたい。

【わいせつ行為で処分された教員への免許状再交付について】

Q : わいせつ行為で処分された教員への免許状再交付について所管事務調査をお願いしたい。教員による児童生徒へのわいせつ行為が後を絶たない。児童生徒を守るためにも、教員によるわいせつ行為を根絶しなければならないと考える。教育委員会に現状や考え方を確認させていただきたい。

まず、現状について確認させていただく。全国、そして埼玉県で、わいせつ行為で処分された教員の件数だが、私も文教委員となり、それらについて御連絡を頂いているところだが、過去3年間の、埼玉県そして全国での状況をお聞かせいただきたい。

(総務課長)

A : 御質問にお答え申し上げます。まず、平成29年度でございます。埼玉県における、わいせつ事案での処分件数としては6件でございます。平成30年度が9件、令和元年度が17件でございます。対して、全国の教育職員の処分状況でございます。平成29年度が、全国で、都道府県と政令市合わせまして、処分件数187件で、これを単純に1自治体当たりで割り返しますと、約2.8件となっております。同じく平成30年度は、全国の合計で245件、平均しますと約3.7件です。令和元年度につきましては、まだ全国の様子が国から公表されておりませんので、分からないという状況でございます。

Q : 今の答弁の中から、国全体としても、あるいは県としても、わいせつ行為で処分された教員の数が増加傾向にあるということが確認できた。また、1県当たりの発生件数というところでも、埼玉県が高いという状況も確認できた。改めて、国の制度について確認させていただく。一般論として、性犯罪者の再犯率の高さは問題となっている。わいせつ行為で懲戒免職処分となった教員が、再び教壇に立つような可能性があるのかどうか、その点について確認させていただきたい。

(教職員採用課長)

A : 委員の御質問にお答え申し上げます。国の制度ということで申し上げますと、教育職員免許法という法律で規定がされております。まず、教員が、懲戒免職処分を受けますと、その処分の日をもって、教員免許は失効いたします。それから、国で発行いたします官報にも、氏名、失効した日、免許の教科、そういったものが掲載されます。また、失効後3年を経過して、その本人が再び免許を取得したいということで申請を行いますと、取得することが可能となっております。このような法制度の下では、わいせつ行為で懲戒免職処分となった教員が再び教壇に立つ可能性があるかどうかということ言えば、可能性はゼロではないということになります。

Q : 答弁いただいたとおり、今の制度上は、3年経つと教員免許が再度取得できてしまうという状況にあるということを確認させていただいた。この点について、県教育委員会としての考え方と、取組についてお聞かせいただきたい。児童生徒を守り育てる教員が、そういった卑劣な犯罪をする、これは言語道断であるし、また、そういった事件が、教員と児童生徒の立場、力関係と言うのか、それによりなかなか表に出てこない状況もあるのではないかとも思っている。こういった卑劣な犯罪を未然に防ぐためにも、わいせつ行為で懲戒処分を受けた者、このような者について採用時に慎重に審査していく必要があると考えるが、その辺りはどのような取組をされているのか。考え方と、どのような取組をされているのかをお聞かせいただきたい。

(教職員採用課長)

A : 御質問にお答え申し上げます。失効後3年経過した者に対する教員免許状の再授与については、法律上、拒むことはできません。ただし、それでよいのかというこ

とは当然でございます。これは国の法律でございますので、再授与を厳しくする、例えば3年でなくもっと長い期間とするなど、いわゆる厳格化については、新聞報道等でもございますが、国においても文部科学省を中心に検討していることと思えます。今後も、教育職員免許法の改正に向けて、国において引き続き検討していただければと考えております。次に、そのような状況の中で、県としてどのようなことを行っているのかということについてでございます。採用の入口である教員採用選考試験では、願書を出す際の、志願書というものに、「賞罰」欄を設けてございます。志願者には、賞罰の有無について申告させておまして、特に、過去の懲戒処分についても記入させることとしております。それを書かなかった場合には、当然、提出書類の虚偽の申告ということで、採用を取り消されることとなります。あわせて、受験者の中で、教員免許の失効者がいないのかどうか、官報に掲載されたデータ等を基に、受験者全員についてチェックして確認しているところでございます。

Q： 現状でも取組をされているということである。官報で確認したり、あるいは志願書の賞罰欄に記載させるという取組である。他県の事例で、わいせつ事件を起こした教員が、改名をした後、免許状を再取得して、その後他県の臨時教員として小学校に採用されて、そこでわいせつ行為を起こしたということも実際に起きている。今の県のチェック体制では、例えば、名前を変えた上で免許状を再取得し、さらに志願書の賞罰欄に記入しない場合、確認できないということではよろしいか。

(教職員採用課長)

A： お尋ねの中の、例えば、名前を変えた場合につきましては、なかなか把握は難しいと考えております。

Q： 県の教育委員会として、できる取組を一生懸命やっている。この努力については今確認できた。ただ一方で、県教育委員会の取組だけでは、国の仕組み上、制度上、わいせつ行為によって処分された教員への免許再交付を行えないようにすることはできない。そういった職員について、採用段階で見破ることができない。そのような状況がこの調査により確認できた。